

情緒障害児短期治療施設における「親子関係再構築支援」

1. 情緒障害児短期治療施設の特徴

入所する子ども及びその家族に関して、心理治療を必要とするケースを想定していることが特徴である。このため、地域や児童養護施設等において不適応が著しい、支援の困難度が高いケースを受け入れている。近年では、虐待を受けた子どもが7～8割となり、その影響から重い愛着障害、激しい暴力、性逸脱、器物損壊が見られ、薬物治療も増加している。また、過去は不登校、家庭内暴力の入所が多く、現在は広汎性発達障害を疑われる子どもが2割以上いるなど、時代時代で新たに注目とされる問題を抱える子どもの支援を先駆的に行っていている。

2. 情緒障害児短期治療施設における親子関係再構築支援の特徴

1) 心理治療の実施

情緒障害児短期治療施設は児童心理治療施設という通称があるように、心理治療が主たる機能であり、それを担当する心理士が児童10人に1人の割合で配置されている。支援の基本は、様々な職種からなるスタッフの連携により、施設環境全体が、そこで生活する子どもに対して様々な治療的支援を継続して提供する環境となるようにする総合環境療法にある。子どもへの支援は親への支援と切り離せないことから、親子への支援を基本に想定している。支援は入所前の見学の時点から始まる。親の思い、子どもの思いをよく聴き、子どもの治療動機を高めるとともに、親子関係の改善に関しては、スタッフと親子が協働できる関係の下地作りを意識した取り組みを行っている。

虐待ケースの増加により来所できる親の割合は減っているが、入所後は親への個人面接・グループ面接、親子面接、親子宿泊、親子外出、外泊（一時帰宅）、家庭訪問などのメニューが用意され、親との関係づくりを行っている。特に、虐待ケースなど、親子の交流を慎重に進める必要があるケースには、段階的に交流を進めたり、職員が同席したり、などの配慮をしている。また、コモンセンス・ペアレンティング（CSP）などの、養育スキルプログラムを親支援に導入するケースもある。

2) 通過型施設である

入所の目標が達成されたケースは退所となる。退所先は自宅が約4～6割で、残りの5割前後の子どもたちは、他の児童福祉施設に移っている。自宅に戻ることができるケースについては、自宅で親子が安全に生活できることが支援目標になる。戻れないケースについては、肯定的な家族イメージをどう育んでいくかや、親子での安全な距離のとり方を念頭に、親子交流（電話、手紙、面会）を無理なく継続していくような支援を行っている。

3) 親子宿泊による支援

施設内に親子が宿泊できる設備を有している施設もある。これを利用してもらうことで（外泊できない段階での利用が多い）、長時間にわたる親子交流の実際を観察したり、親子交流に直接介入したりすることができる。これらで得られた情報を、親子関係の評価や親子交流の改善指導に役立てている。

4) 通所による支援

通所には、定員にカウントされているものと、カウントされない相談活動とがあるが、在宅ケースである分、親子支援がより重要となる（最近では、児童養護施設からの通所措置も可能となり、ケースも増えている）。親子関係に関する支援内容は、親への個人面接・グループ面接、親子面接、家庭訪問などである。

事例 16

母親からの心理的虐待で入所した A 子（中 3）が、自分の想いを母親に伝えることの大切さを知り家庭復帰した事例

キーワード：心理治療面接、家族合同面接、自己肯定感

【事例の概要】

<家族状況>

実母 39 歳 パート
養父 43 歳 アルバイト
姉 18 歳 高校 3 年生
A 子 14 歳 中学 2 年生

<経緯>

A 子は小 6 から無断で友達の家に外泊したり、家財持ち出しをするようになった。A 子は自分の行動を隠すために嘘をついたが、母親はそのような A 子に対して拒否感が強くなる。中 2 の時、友人と万引きをして母親に叱られ、家出。その後もこの繰り返しとなり、母親は A 子に対して「あんたなんか、産む気はなかった。」等、数々の拒否的な言葉を浴びせ、A 子は強いショックを受けた。A 子が知人に勧められて児相に相談し、入所となる。

面会・外出・外泊を行う中で、3 ヶ月後には母子ともに徐々にお互いを受け入れる方向で模索を始めた。その後は順調に経過しているように見えたが、6 ヶ月後、進路選択をきっかけに「家から高校に行きたい。」A 子と、「施設から高校に行かせたい。」母親の意見が対立し、A 子が母親の希望を聞き入れなかつたことで、母親が「親権を放棄する。」と言い出し、再度母子関係改善の課題が浮かび上がった。最終的には家族で話し合うことができ、A 子は就職という進路を決めて退園に至った。

<支援期間> 9 ヶ月

【課題】

1. A 子が、学園での安心・安全を保障された環境で A 子の情緒の安定を取り戻す。
2. A 子が、自分の気持ちを整理し、対人関係のとり方や、問題解決の方法の改善を図る。
3. 母親が、A 子に対する拒否感の背景について気づき、関り方の改善を図る。
4. A 子と母親が進路について話し合い、家族が納得できる決定ができる。

【方針】

1. 学園生活をとおして、基本的な生活習慣（衣・食・住）の定着を支援し（入所前は、清潔感もなく、食事、睡眠も不規則な状態）、情緒の安定を促す。
2. A 子に対して、学園職員（セラピストは定期的にカウンセリング）が、自分の課題や気持ちに気づくことができるよう支援する。
3. 母親に対して、担当セラピストが定期的にカウンセリングを実施し、自分の課題や気持ちに気づくことができるよう支援する。
4. 家族合同面接を実施し、親子関係再構築に向けて調整していく。学園が中心となって行なうが、場合によっては児童相談所にも協力してもらう。

【取組】

（心理治療面接での経過を中心に）

1. A 子の面接（カウンセリングを週 1 回定期的に実施。また、必要に応じて実施）

・自分自身のこと

<入所～3 カ月> 地域から離れ、制限の多い学園生活に対して、不適応感を訴える。「帰りたい。」と頻繁に訴え、無断外出を匂わせる事もある。学園生活に慣れると、「帰りたい気もするし、帰らない方がいいとも思う。」と言うようになり、徐々に落ち着きを取り戻す。

<3～7 カ月> 「同性の親友はない。信用できない。自分と意見が違うと自分は外された気がする。」と、対人関係においては敏感に反応し、すぐに疎外感を感じ、離れていく自分に気づく。「自分はなぜか小さい頃から頭がいいと言われてきた。先生とかにもやればできると。その期待に応えなくてはいけないと思う。」と相手に合わせようとしがちで、自分の気持ちを伝えることを抑えてきたところにも気づくようになった。

<7～9 カ月退園> 「自分は本当は就職したかったけど、いろいろな意見を聞いて、進学にした。家から高校に通いたい。自分は何をしても輝いている自信がある」と言う。高校を受験するが、不合格。その後、A 子は「就職したい。」と自分の思いを母親達に話すことができた。

・対人関係のこと

<入所～3 カ月> 「すぐに解決策を教えてくれるおじさんがいた。おじさんに会いたい」と言う。すぐに結論を出そうとするところがあること、人間関係はうまくいかなくても、そのことで深まったり、

【取組のポイント】

〔自分自身への気づき〕

- ①人を信用できない。意見が違うと外された気がする
- ②期待に応えなくてはと思い、自分の気持ちを抑えてきた
- ③自分は何をしても輝いている自信がある

関係が修復できたりすることもあるから、自分でよく考えることも大切だと伝える。「C子とは、距離を置きたいのになずっと、くっついてくる。」と、嫌なことを嫌と言い出せず、相手に合わせてしまう自分に気づく。

＜3～9カ月退園＞「自分は、ここの人を見下していたかもしれない。子どもっぽいし。でも、そういう自分を直したい。最近本を読むようになった。」「今まででは人の相談にのる事はあっても、自分が人に相談することはなかった。」等、変わりたいという気持ちが出てくる。

・家族関係（母親との関係を中心に）のこと

＜入所～3カ月＞母親がA子のことをよく把握していることを伝えると、「ほんとに？」と涙を浮かべる。しかし、「家出をして自分のことを認めてもらおうと思った。」と、それが逆効果になることがわかっていない。「あの人（養父）は嫌い。あの人の趣味に付き合わされる。再婚するのも突然だった。」と言い、実父との別れ等、家庭環境の大きな変化を受け入れられなかつた未整理の感情が表出される。初めての面会では、「お母さんは優しかった。パパ（養父）と話をしたのも1年ぶりくらい」と喜ぶ。「私は、小さい頃から甘えない方。年少の頃、おんぶ紐を持って行って、おんぶしてと言ったことくらい。」と、甘えられない自分に気づく。

＜3～7カ月＞「何が何やらさっぱりわからん。お母さんが何で怒ったのかも。怒るとすぐにあんなふうになる。いつもそうだから、自分の気持ちが言えなかつた。」

「帰省できんかも。迎えに来なければ自分で帰る。」と言う。「何をしてもどうせだめ。無駄なことはしたくない。」というA子に、すぐ決めつけたり、諦めたりせず、母親にいろいろな方法で伝えるよう促す。

＜7～9カ月退園＞母親と話ができない時、「お父さん（養父）と話してみる。」ことを選択し、家族四人で話ができた。母親の調子を考えて、話した方がいいのか、他の方法をとった方がいいのか状況判断して自然にうまくやれるようになっている。A子には、自分の大切な気持ちは相手に伝えること、その時、聞いてもらえなくても、一生懸命さは必ず伝わって、相手を動かすこと、また、母親もわかってくれる人であることを伝えて終了とする。その後、仕事を頑張っているとの報告を受ける。

〔対人関係への気づき〕

- ①相手に合わせてしまう
自分に気づく
- ②変わりたいという気持ち
が出てくる

〔家族関係の変化〕

- ①家庭環境の大きな変化
を受け入れられなかつた未整理の感情が表出される
- ②甘えられない自分に気づく
- ③自分の気持ちが言えなかつた
- ④家族四人で話ができた
- ⑤自然にうまくやれるようになっている

事例 16（情緒障害児短期治療施設）

2. 母親の面接（カウンセリングを月 1 回実施。必要に応じて実施）

・母親自身のこと

＜入所～退園＞自分は、7歳の時に母親を交通事故で亡くしたが、父さん子だったので、涙も出なかつた。父親にはかわいがられた。高校の時に家出をしたことがあり、自分も A 子と同じように「家出」という方法をとっていたことに気づく。「家出」の背景について深めるところまでは至らなかつた。

・母子関係のこと

＜入所～3 カ月＞「A 子は、小さい頃から、変わった子だった」「男の子が欲しかつたので、男の子のように育てようと思い、スカートも穿かせなかつたし、放つておいた。自分の機嫌をよくとつていた。そのことにかえつて腹が立つた。」と A 子への拒否感を言語化する。

＜3～7 カ月＞「A 子と電話で話をしたが、どうせ、私が邪魔なんやと言ひ出したので、話を切つた。」「以前なら、A 子が傷つくような言葉を浴びせていたが、コントロールできた。」「外出時、A 子に手を出すと手を握り返してきた。おだやかに話ができた。こんなことは初めて」と、お互いに素直に愛情を伝え合うことができる。

3. 家族（母子を中心に）合同面接（家族関係の状態を確認または、改善を促す必要のある時）

＜入所前＞母親は、「あんたは産むはずではなかつた。堕そうと思ったのに産んでやつたんだからありがたく思ひなさい。」と A 子に言う。「親権を放棄する。放つておいてくれ。」とも言い、児童相談所と母親が話ができるまで 1 カ月半かかる。地域の児童委員の説得で一時保護に同意。

＜初回（2 カ月目）（母親・養父・A 子）＞A 子は良い子を演じる。母親の表情は良いが、口に出る言葉は A 子を否定する言葉ばかり。それでも、面会後の感想を聞くと、養父は A 子のことを「だいぶ変わつた。落ち着いていた。」と言い、A 子は母親のことを「優しくなつていていた。」と表現する。母親に否定された際の A 子の態度を見て、母親は「本心を言えない。甘えられない。でも素直になつた。こんな形で話ができたのは久しぶり。」と言う。母親こそ、A 子に対して、素直に気持ちを伝えることが苦手なようであった。

＜5～7 カ月（母親・A 子）＞中卒後の進路について、母親は家に帰つても同じことになるので施設からの高校進学を希望。A 子は「家に帰りたい。」と言う。母親はその言葉に反応し、入所前の A 子の問題行動に話を戻し、「反省していない。」と立腹して帰つてしまつた。

〔母親の変化〕

- ①A 子への拒否感を言語化する
- ②コントロールできた
- ③お互いに素直に愛情を伝え合うことができる

〔家族合同面接の効果〕

- ①母親は、こんな形で話ができるのは久しぶりと言う
- ②担当職員と A 子が母親に A 子の気持ちを伝える方法（FAX 等）を考える
- ③A 子が養父に相談し、養父が母親と A 子の間を取り持ち、母子関係が改善されていった
- ④A 子を受け入れる言葉が初めて聞かれた
- ⑤A 子が養父にも話をするようになったことで、傍観者だった養父が母子の間を取り持つ役割がとれるようになっていった
- ⑥母親も自分の思いを言葉で A 子に伝えることができるようになっていった

まう。その後、「親権を放棄する。みんなが甘やかすからつけ上がる。放っておいてくれ。自分で帰ってきても、家には入れない。」と言い、電話連絡もとれなくなる。

このため、担当職員と A 子と一緒に、母親に A 子の気持ちを伝える方法（FAX等）を考え、何度も試みた結果、母親から電話が入り、話ができるようになった。この結果外泊が可能になるが、A 子は友達と遊び、誘いを断れずに夜遅い帰宅になったことで再び母親が立腹し、一切話をしない状態になる。その際、A 子が養父に相談し、養父が母子の間を取り持ち、母子関係が改善されていった。
 <7～9 カ月退園（母親・養父・A 子）>中卒後の進路について、母親は「本当は、親の希望する高校を受験してほしい。でも、せめて、その姿勢を見せてくれば、家にいてもいいと思っている。」と落ち着いた口調で話し、A 子を受け入れる言葉が初めて聞かれた。この頃、母親は養父から「おまえは子どもと話すと、いつも悪いところばかりしか言わないから、うまくいかない。」と言われ、苦笑する場面があった。A 子が養父にも話をするようになったことで、傍観者だった養父が母子の間を取り持つ役割がとれるようになっていった。

A 子が、「働きたい」と言い出した時、母親は「結局は本人が自覚しないとどうしようもないんですね。どうしてもと言うなら就職でもいい。とにかく目標を持って頑張って欲しい。そういう姿勢を見せて欲しいと思っているだけ。」と言い、母親も自分の思いを言葉でA 子に伝えることができるようになっていった。

A 子は母親の希望通り高校受験するものの不合格となつたため、定時制を受験した。そのような A 子の姿勢を見て、母親は A 子の就職したいという元々の希望を認め、就職先（知り合いの洋服屋）が決まり、退園となつた。

【まとめ】

①物理的な距離を置くことで、母子ともにこれまでの言動について客観的に見つめ直すことができた。

A 子が、自分の課題（自分の思いを相手に伝えない。短絡的に結論を急ぐ。）に気づき、改善したいと思うようになった。また、「気持ちを伝える」努力を継ければ、その姿勢で相手の心を動かすこともできるということを体験した。そして、A 子の変容によって、母親や養父との関係が改善した。

②A 子はいろいろな職員と関ることで大人に対する信頼関係を回復し、自己肯定感が培われた。

事例 16（情緒障害児短期治療施設）

A 子は進路の問題をきっかけに、家族や周囲の大人のアドバイスが A 子のことを考えてのことであり、A 子のためにみんなが動いている感じを感じることができ、「自分は邪魔者」という思いから、「どこにいても輝いている自信がある。」と言うまでに自己肯定感が培われていった。

親子関係再構築の課題が短期間に一段落して家庭復帰できた事例である。このように短期間にまとまることは稀である。実の親子であり、両親に人格的な歪みがなく、根底を流れる愛情が感じられる親子であったことが要因として考えられる。

また、A 子は洞察能力が高く、職員のアドバイスを受け入れる姿勢を持っていたため、A 子自身の変容が大きかった。そのことが母親や養父との関係を変容させたと思われる。

中卒後の進路の決定という具体的な目標があったことも、家族がひとつの目標に向かって取り組むことができた大きな要因と考える。

親子関係再構築において、何より大切なのは治療施設を拠点とする安心・安全な枠組みの環境を創り上げること、そして、本児を取り巻く人間同士（家族・施設職員・学校・児童相談所など）の信頼関係である。また、家族のあり方は、さまざまであるため、家族構成メンバー一人ひとりの資質を考え、その家族が安定する形を見つけるためにアセスメントやコーディネートが必要になってくる。

この事例でのポイントは、「親子が愛情を感じ合えるようになること」、「お互いの個性の共通点と相違点について理解し合えるようになること」、「家庭という共同生活のルール（家事の役割分担や適切な距離感）設定を支援すること」であったと考える。

【コメント】

決して器用とは言えない母と子の関係があります。母親は自分の思いが届かないと思ふと心の奥底ではないにしても、言動は極端な拒否になってしまふのでしょうか。本児も、どこかで分かっていながらも母の気持ちを逆なですむかのような言動を繰り返してしまうのでしょうか。二人だけだとこんなコミュニケーションが繰り返されるばかりになってしまいます。こんな硬直した関係に支援者は丁寧にそれぞれの心の底流に流れる感情を紐解き、母子の新たな対話を作り出しています。ささくれたつなぎ目を丁寧に重ね合わせる作業をされています。素晴らしい実践だと思います。支援者が、このケースを通じて最も大切にしてきたことを教えてください。

【リコメント】

今回ありがたいコメントをいただき、「大切にしてきたこと」を改めて振り返ってみると、言語的なコミュニケーションよりも、「非言語コミュニケーション」を手がかりに不器用な愛情表現を拾い上げ、その都度、言葉にして双方に伝えることに一番エネルギーを費やしたように思います。また、家族関係を扱う時、小さなことでも具体的な目標をひとつ決めて徹底的に「思い込みのズレ」を修正していく作業が

有効であると思っていますが、このケースも「進路選択」という大切な目標があつたことは、強い動機づけとなり、支援しやすかつたと言えます。親子関係再構築の可能性は、親としての愛情がどのくらい感じられるかで決まるよう思います。そして、支援者が、「必ずうまくいく」と家族の力を信じて支援できるかどうかということに尽きると思っています。当時は意識できなかつたことに気づかせていただく貴重な機会をいただき、ありがとうございました。

事例 17

家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例

キーワード：SoSA、地域の社会資源、アフターケア

【事例の概要】

<家族状況>

本児 13歳 中学2年生（男児）

実父 本児出生前に母親と離婚。本児童とは一度も会ったことはない。

実母 49歳 パート勤務 一人で本児童を育ててきた。両親との折り合い悪い。

母方祖母 68歳無職 車で5分程のところで生活。本児のことを可愛がっている。

母方義祖父 65歳無職 祖母の再婚相手。本児への身体的虐待あり。

<経緯>

本児と母親は母方祖父母宅で同居していたが、母方義祖父からの身体的虐待に耐えきれず母方祖父母宅を出て母親と本児の2人暮らしとなる。その頃から本児の母親への暴言や強制的な金品の購入要求、暴力がみられるようになる。また、学校も休みがちとなり生活は昼夜逆転となっていました。母親からの相談によって児童相談所が介入、情緒障害児短期治療施設へ入所となった。入所後、児童相談所の担当者と施設の担当者が母親との定期的な面談を繰り返し、段階的に本児と母親との接触を繰り返しながら家庭復帰となった。家庭復帰後は定期的に施設担当者が家庭訪問を行い、時に児童相談所も介入しながらのアフターケアを実施し、家族関係が良好に保たれた。

生後1ヶ月時に乳児院のショートステイを利用、その際、身体に青アザ、引っかき傷があり、児童相談所に通告をする。その後、県外に転居したため居所がつかめなかったが、生後3ヶ月、母親からの保護依頼があり一時保護となった。

<支援期間> 1年1ヶ月

【課題】

1. 生活リズムを整え、遅れている学力の向上を目指し登校ができるようになる。
2. 本児にとって、理想となる男性像が獲得できていない。男性性の成長を支援していく。
3. 母親が本児に対し恐怖心を抱いており、再び本児と2人の生活を構築していく自信がもてないでいる。

4. 母親と本児 2 人だけの生活であるゆえ、家庭のなかに第三者の目が入りにくい。
5. 母親と祖父母の折り合いが悪いことから、母親の孤立無援感が強く家庭内の問題が見えにくく重篤化する傾向がある。

【方針】

1. 本児と面談を繰り返し、施設生活内の目標を明確に意識させていく。そのなかで学力向上への意欲を持たせ、個別で学習指導を入れていく。学習への苦手意識を克服し自信をつけさせていく。
2. 様々な男性職員との関わりを積極的に生活のなかで持っていく。時に生活担当職員との面談のなかで、言語を介して本児の持つ男性像に関して扱っていく。また、性教育を導入し、年齢に合った性の知識を持てるように支援していく。
3. 母親への面談を早期から開始する。母親と関係の良好な児童相談所の担当者に入つてもらい施設担当職員も交え定期的な面談を実施。母親がもつ子どもへの恐怖心を丁寧に扱いつつ、タイミングをみて本児との接触を試みて行く。また、同時に本児に対しても施設担当職員が定期的に面談を行い母親への思い、自身のこれまでの行為の振り返りを行い母親の思いとのすり合わせを行い、本児に再び母親と 2 人の生活を構築していく力と自信をつけてもらう。
4. 児童相談所と協力し、地域の社会資源を模索していく。適当な援助者があった場合、本ケースのネットワーク会議への出席を依頼しケースと一緒に把握してもらう。
5. 母親との定期的な面談のなかで、母親の生い立ちを扱い母親の両親への思いを把握していく。そこから両親との関係改善の糸口を検討していく。母親との関係性が改善されれば、早期に家庭復帰・原籍校復帰が可能であり、アフターケアの実施により次第に適応できるケースではないかと想定される。

【取組】

本児とは週に 1 回のペースで生活担当職員が面談を行った。そのなかで本児の施設での目標を定め、生活のなかでも常にその目標を意識するような職員からの声掛けを行った。

苦手な数学に対して、どこから躊躇しているのかを調べ、小学 4 年生の算数からやり直しを行った。職員が個別で学習を見て評価することで中学 1 年の数学まで追いつくことができ、本児も「分かると楽しい。」と学習に意欲的に向き合う姿勢が見られるようになった。原籍校復帰後も、苦手ではあるものの数学の授業にも参加できている。

生活のなかで様々な男性職員と関わり話しをする場面を設けた。そのような取り組みを行いながら生活担当職員との面談のなかで「N さんみたいな大人になりたい。」と特定の男性職員の名前を挙

【取組のポイント】

事例 17（情緒障害児短期治療施設）

げたり、「みんなは M さんことを怖いって言うけど、俺はすごいって思う。あんなふうになりたい。」と自分の価値観を持ち、言語化する姿もみられるようになる。また、夏休みを利用し同学年の子ども達と性教育を受ける。性教育後、男性職員に自分の体の不安について質問しこれまで一人で悩んできたことが解決したと安心する様子もみられた。

母親との面談では母親の気持ちを丁寧に聞いていった。そのなかで語られる『自分の子どもを怖いと思ってしまう』という母親の持つ罪悪感や不甲斐なさといった感情を共感しながら取り上げ、本児との面会や外出を急がせないよう配慮した。本児とは定期的に生活担当職員が面談を行い、そのなかでこれまでの母親への行為を振り返る作業を共に行っていった。本児は時に泣きながら自身の行為を反省し謝罪の言葉を口にする姿も見られた。本児のこのような様子を母親に伝えることで母親と本児との面会が可能となった。

生活担当職員が付き添う形で外出を始め、次第に時間を区切って母子 2 人での外出を繰り返すというステップを踏んでいった。生活担当職員の付き添いなしの外出を行いながら、SoSA（サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ）の面接技法を用い母親と本児それぞれに外出の評価をしてもらい互いの評価をすり合わせながら、それぞれに思っていることを話し合う場面を設けていった。これを繰り返していくなかで帰省が可能となり、少しずつ母親が本児に対して思うことを口に出せるようになっていった。

市の福祉課の協力を得ることができ、本ケースのネットワーク会議へ参加してもらうことができた。また、原籍校の担任教諭と生徒指導担当の教諭の協力も得ることができ、本児退所後のケアへの協力体制が形成された。

新年度を境に本児の退所に向けた取り組みと家庭復帰後のアフターケアの対策が協議された。数回のネットワーク会議を経て、原籍校にて試験登校を 1 か月半実施した。この期間は、家庭に戻り母親と生活を共にしながら自宅からの登下校を行うことにより、実際の学校生活や家庭生活において生じる大小の問題点を検証し、改善に向けての取り組みが可能かどうかを確認するための大変な取り組みであった。毎週、生活担当職員が学校・家庭訪問を実施。毎週末、施設に戻って宿泊し、試験登校や家族との関係について振り返りを行った。試験登校中は原籍校の全面的な協力が得られた。

母親への支援については生活担当職員と母親との信頼関係が構築されていたので積極的に面談や家庭訪問等を行った。生活担当職員や児童相談所職員が本児の入所期間中の母親としての葛藤に共

〔子どもの支援〕

- ①週 1 回の面接
- ②苦手な科目の、つまずいた学年からのやり直し（寮、学校）
- ③様々な男性職員との関わり→健康な男性像の取り込み、価値観の言語化
- ④同学年の子どもたちとの性教育実施
- ⑤母親への行為の振り返り→母への謝罪

〔親子への支援〕

- ①本児の気持ちを母親に伝達→母子面会へ
- ②職員付き添いでの母子外出
- ③母子外出を親子それぞれが評価し、話し合う場面を設定

〔母親への支援〕

- ①職員が母親としての罪悪感や葛藤に共感
- ②母親の生い立ちの聞き取り
- ③祖母との関係の改善

感したことで母親は全幅の信頼を寄せ、母親支援の必要性に理解を示し、積極的に支援を受け入れていった。母親自身の生い立ちの聞き取り等を実施していく中で、実の祖父母への思い、後の義祖父への複雑な思いや恨みは根深く、関係改善は困難であると感じられた。しかし、母親と祖母との関係は改善の余地があるようと思われたことから、本児の外出や帰省の機会に祖母にも同行を依頼したり、原籍校の行事に母親と一緒に参加してもらったりして交流が始まった。母親が孤立しないためにも祖母との関係改善のための支援を継続した。

【まとめ】

- ①本児の頑張りを細かく評価することで、本児に「やればできる。頑張れば認めてもらえる」との認識が生まれ、学習の評価を通して自信をもつことができた。
- ②母親が持っていた罪悪感や自身への不甲斐なさといった感情を言語化しそれを聞いてもらい共感してもらうという経験を通して、母親自身が癒され、力を回復していった。
- ③家庭復帰を考え始めた頃から、関係機関・原籍校へ本ケースに関しての協力を仰ぎ情報提供を行ってきたことが効果的に作用した。
- ④原籍校での一か月半の長期にわたる試験登校の実施が、家族関係再構築の現状を確認できる有効な期間となった。

本児はこれまでひとつことを最後までやりきった経験に乏しかったが、職員の手を借りつつ夏休みの課題を最後までやりきったことも達成感と自信を感じる経験になったのではないかと思われる。安定した大人の男性との長期的な関わりを持つという、本児にとって初めての経験の中で、本児が『様々な男性がいる』『自分はどんな大人の男性になりたいのか』と考える機会をもてたことが大きかったと思われる。また同時に、性教育を受けたことで自身の成長期を客観的にみることができ、そこから理想とする男性像をぼんやりとではあるが抱けたのではないかと思われる。

本児が母親に対してどう思っているのかについて、生活担当職員から母親に伝えられたことにより、『自分を恨んでいるのではないか』という母親の不安感が減少されたものと思われる。また SoSA の面接技法を活用したことで、毎回統一した方法での評価が可能となり前回の評価との比較がしやすくまた変化も分かりやすかった。それにより自分たちの変化や成長を母子が実感しやすく、次回の外出・帰省への意欲を高める効果もあったと思われる。

本ケースは「学校における友人関係の躊躇の懸念は低く、家庭において母子間で衝突する以前の適切な距離の取り方とそのための具体的な支援の在り方が重要」との見

事例 17（情緒障害児短期治療施設）

立てに基づき、予防的な対応を行うことが重要であるとの共通認識を関係機関・原籍校に持ってもらうことができた。それにより積極的な学校訪問・家庭訪問が有効であると協議された。ネットワーク会議には母親も参加してもらい、家庭復帰後のケアにこれだけの人たちが協力体制を作っていくことを直接見ることで母親の安心感が増したものと考えられる。

試験登校期間中、生活担当職員と児童相談所職員が原籍校や家庭への定期的な訪問を行った。入所前は夕食時以降のトラブルが多かったこともあり、家庭訪問の際には生活担当職員が夕食と一緒に摂りながら団らんの雰囲気を設定したり、本児のイライラ感の兆候があれば施設で実践していた距離の取り方をすすめたりした。本児も「入所する前は学校も行ってなかつたし、宿題もしなかつたし、お母さんに要求ばかりしていた。テレビ見たいとか、アレ欲しいとか。それでお母さんがやってくれないとイライラして怒っていた。今はテレビは録画すればいいし、そんなに欲しいものもないし、イライラしなくなった。」と振り返る発言があった。家庭訪問は本児と母親の相互の関係性を適時に見立てて、予防や解決に向けての助言等を行う場となった。原籍校も協力的で、学籍を移動していないにもかかわらず当初からクラス分け名簿に名前を記載してくれたり、まだ本児のマスクを着けないと登校できない状況について他児に理解を求めてくれたり、本児の原籍校での他児との関係性を適時に調整することができた。また、授業参観等の学校行事に母親が顔を出さないことを心配され、その対策も協議することができた。試験登校や家庭復帰後のこうした取り組みが、母親と原籍校にとって本児の変化と成長を見極める場になり、継続して関係機関によるアフターケアの実施による見守り体制が整理できたのではないかと思われる。母親への支援としては、母親と祖母とが一緒に本児の成長を喜べる機会を積極的に活用したことが効果的であったと思われる。体育祭や文化祭には祖母も一緒に来ていただき、母親と祖母の接触の機会が多くなるよう配慮した。本児の家庭での生活に、少しずつ祖母が関わることとなった。

【コメント】

これまで虐待により支配され、そこに適応することしか生きていくすべがなく、ひっそりと寄り添っていた母子だったと思います。しかし、その支配が外れたことで、皮肉にも虐待はなくなっても、新たな母子関係が顕在化し、健康な父性がないなかで本児の暴力による母子関係の支配という問題に直面しているケースに思いました。支援者は、母のわが子を怖いと思ってしまう母としてのやるせなさを丁寧になぞりながら、一方で子どもの母親への暴力による支配についての振り返りを進めています。そして、母子関係の橋渡しをしながら、家庭復帰が見通せるようになると原籍校との連携をされ、試験登校を本当に丁寧に進めています。学校との連携も素晴らしいと思います。そして、家庭復帰後も家庭訪問によって繊細な本児のイライラに対する対処方法を助言したりなどきめの細かい支援をされています。家庭復帰後もこれだけの支援をされていることに驚きました。更に教えていただくとすれ

ば、施設としてあるいは、施設だからできる家庭復帰後の支援は何か、そして何を大切にされたのかを是非教えてください。

【 リコメント 】

施設入所＝親子分離し一定期間のアセスメント終了後、将来的に家庭復帰の見立てが確立しているケースについては、日常的に家庭との繋がり、地域や原籍校との繋がりを継続すること、決して断たないことを大切にしています。物理的に困難な事例でも精神的繋がりを模索します。それは児童のみならず保護者・原籍校・地域にも意識してもらいます。この事例は特にそれをスマールステップを踏みながら慎重に行いました。それも児童相談所と協議しながら入所から退所までの支援計画が丁寧に立てられたからこそ実践できたものと思います。家庭復帰後の関係者による支援のあり方をコーディネートすることが施設だからこそできるものだと思います。家庭内の支援のためのアフターケアは施設でできますが、包括的な児童・家庭支援は地域の見守りでしか実現しません。地域による長期的な支援があれば安心して児童を地域に帰すことができます。施設から地域に支援の軸を移すための関係機関の調整が施設と児童相談所の役割だと思います。

【コラム】

サインズ・オブ・セイフティー

サインズ・オブ・セイフティーは、家族と児童相談所等がパートナーシップを結び、解決志向アプローチ（SFA=ソリューション・フォーカスト・アプローチ）の対話技法を活用し、子どもの安全・安心を協働して構築していく支援方法です。虐待対応の初期介入から再統合支援、家庭復帰まで、子どもの安全に関して譲らない一貫した支援のスタンスを持つとともに、安全を構築する主体はあくまで家族であり、さらに家族は潜在的には安全を構築する力を持っているという考えを支援の前提として持っています。これまでの専門職主導の支援から、「家族が持っている専門性」をアセスメントに動員し、専門職の専門性と照らし合わせながら支援を進めていきます。子どもの安全・安心には一切妥協せず、家族の持っているストレングスを安全・安心の構築に動員していくのです。家族は、児童相談所が求める安全・安心のゴールとボトムライン（安全・安心のために譲れない最低条件）を視野に入れながら、家族の安全・安心ゴールを創り、児童相談所と協働しつつ、子どものセイフティプランを立てていきます。図は、サインズ・オブ・セイフティーの「実践地図」です。とてもシンプルなフォーマットですが、これを前にして家族と専門職が対話を進めます。ホワイトボード等に「見える化」することで、よりその道のりがわかりやすく参加者に共有されます。左の枠には「私たちが心配なことは何」をまとめます。すでに起きた虐待（ハーム）と、このことが続くとしたら子どもにどんな危険（デインジャー）が及ぶのかを具体的に記述します。そして、もう一つは問題を複雑にしている要因を整理します。真ん中のスペースには「うまくいっていることは何」をまとめます。虐待があれば、必ずその例外があります。虐待が具体的に起きなかった時、それはどんなことからそうなったのかを詳細に、具体的に聞いていきます。そして、もう一つは家族が持っているすべての強みについて聴いていきます。右側は「何が起きる必要がある」です。ここで、児童相談所は子どもに及ぶ可能性がある危険（デインジャー）に対して児童相談所が求める安全・安心のゴールを行動レベルで明確に示します。

家族は、これを踏まえ、自分たちが目指す家族の未来を描きつつ、子どもにとっての安全・安心な生活のゴールを構築し、そして、それを目指します。

(The Signs of Safety

A comprehensive briefing paper

「サインズ・オブ・セーフティ

概論」ver.1 Dr. Andrew Turnell 著、
菱川愛訳 2010)

この家族の今の状況について考える時 When we think about the situation facing this family:		
私たちが心配なことは何？ What are we Worried About?	うまくいっていることは何？ What's Working Well?	何が起きる必要がある？ What Needs to Happen?

0から10で、10がみんなが子どもたちが安全なことを知っているので、児童相談所はケースを終結できる。0が、子どもたちが家庭に留まって暮らすことができない程に状況が良くない。あなたはどこにつけますか？もし人によって異なる判断がある場合は、線の上に別々に印を付けて数字を書いて下さい。

0 <-----> 10

© 2011 Andrew Turnell

事例 18

家庭復帰はしないものの家族と精神面での繋がりを持ちながら 自立に向け退園した事例

キーワード：トラウマケアの心理教育、自己肯定感、母子合同面接

【事例の概要】

<家族状況>

(年齢は入所当時の年齢)

継父 57歳 運転手

実母 50歳 無職

本児 中学1年生 女児

異父弟 小学3年生

<経緯>

本児が継父から性的虐待を受け、一時保護を経て学園に入所。入所直後から「母と会いたい」「加害者は家に居るのに、何で自分が入所しているのか」等の訴えを繰り返し、登校を渋ったり、登校しても帰寮してしまうことが続く。ほぼ毎日、物を壊す、暴言を吐き暴れる、過覚醒、記念日反応など激しい PTSD 症状がみられた。

入園後、性被害の再告白がある。その後悪夢、睡眠障害、フラッシュバック、解離があり、不登校も続いた。児童相談所による被害確認面接、婦人科検診を実施。母親との面会を実施したが、継父への怒りから生活へのモチベーションの低下など、不安定になることが続き、器物破損や高笑い、解離状態が頻発した。

中3になってからも解離状態や幻聴・幻覚は見られた。段階的に登校できるようになったが、症状が悪化し精神科に入院。退院後一時的に行動化は無くなったが、解離や睡眠障害はみられ、その後無断離園、器物破損、粗暴行為もみられた。中学卒業後について、自ら自宅ではなく治療継続できる医療機関近くのグループホームを希望し、決定してからは落ち着いて退園まで過ごした。

<支援期間> 3年

【課題】

1. 本児が学園で安定した生活を送れるようになる。
2. 母親が、本児の側に立てるようになる（本児の性的虐待の訴えを受け入れる）。
3. 母親が、養育環境改善を図る（継父の性的虐待否認への対処、ネグレクト状態改善）。
4. 本児と母親が落ち着いて面会できる。
5. 母親の態度に変化がない場合は、本児が家族（継父以外、特に母親）と適切な距離をとりつつ、自立していくための退園先を検討する。（学園は、在園が義務教育迄のため）

【方針】

1. 医療を導入し、PTSD 症状軽減を第一目標に日課は柔軟に対応する。個別対応を強化する。
2. 児童相談所が母（今までの養育の大変さを受容しながら本児との関係を整理）、学園が本児（被害体験に関する心理教育と生育歴を振り返り、母親や性被害に対する気持ちの整理）という役割分担。基本的に、母親面接・母子面接は児童相談所、学園の担当者が同席で実施する。
3. 児童相談所、又は地元市役所等で母親面接を実施する。
4. 母親面接の中で、母親の訴える本児の養育困難さ等を傾聴しながら、本児の近況・見立てを伝え、養育者としての立場が取れるよう支援する。
5. 本児が自己決定できるように、母親への思い（依存、不満・怒り）を表現することや、PTSD 症状コントロールのための支援を行う。

【取組】	【取組のポイント】
<p>【本児への心理教育（入所期間を通して、繰り返し実施）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外傷体験を受けた子どもに現れる症状（再体験・回避麻痺・過覚醒、再演行動）、回復に向かうための方法（安全感覚・再想起・再統合）や生活全般についての心理教育 ②性被害の影響からくる歪んだ認知の修正（「自分は汚い」、「自分が悪いことをしていたから性被害を受けた」、「言わなければよかったです」、「被害を話した自分はずるい」、「された自分が悪い」等の発言）、性的問題行動の振り返り ③フラッシュバックでの混乱から抜け出し、今現在を実感するための工夫を考える。（予兆、体感の確認、対応法） ④極端な認知の修正（白か黒かの発想、頑張りすぎる時期とお手上げの時期がある） ⑤自分の現状理解を促す（客観的に自分を振り返り、成功体験を確認し、自尊感情を高める） 	<p>【トラウマケアの心理教育】</p> <p>トラウマケアの心理教育から始めるのが基本である。一定の理解の枠組みを提供することにより、当事者が現在の心身の状態を知り、安定を得ること、長期的にはその後に起きる症状や出来事を予測して、それに対処する力を強めること、これらを通じてトラウマ症状に圧倒されている当事者に力と希望を与えることを目的としている。</p>
<p>【本児の母親に対する葛藤の整理】</p> <p><入所時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親が性被害を信じてくれなかったショックな気持ちと見捨てられ不安。家に帰りたい、母親に今すぐに会いたい気持ちと会うことへの不安。（母親への依存と不安：強い葛藤） <p><性被害再告白></p> <ul style="list-style-type: none"> ・告白したことで母親との面会が遅くなることへの不安。継父に家から出て行ってほしい気持ちと母親が認めるなら仕方がないという気持ち。（自己犠牲、自責） <p><初回の面会前（入所1年後）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「母と会ったら、被害のことは言わず雑談をしたい。母は変わらなくていい」（否認） <p><初回面会後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（面会時に母親の涙を見て）被害をなかったことにしてでも家に帰りたい気持ち」（否認） <p><中2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（母親に本児の話した被害を全面的に信じている態度が見えないため）母親からの見捨てられ感、頑張ってきたことへの投げやり感。母親との今後の関係について「このままで良い」（怒り） ・母親からの手紙に安心、でも「母には気持ちを言うことはできない」（不安、困惑） 	<p>【母親に対する葛藤の整理】</p> <p>担当職員との良好な関係の中で、自己肯定感や大人への信頼感、被保護感が向上した。それに力を得て、強い葛藤的な状態から、否認や怒り、不安の表出を経て、母親の現実像を受け入れ、（期待の取り消し、諦めなど）、母親との関係の取り方を自分で選択した。</p>

事例 18 (情緒障害児短期治療施設)

<中3>

- ・「(母親との今後の関係は)一生分かり合えるのは無理かも」「楽しい話ができれば」(現実検討、否認)

「楽しいことが一緒にできる関係でいたい。」(諦め、期待の取消)

【母親面接】

#1 (一時保護中) 性被害について、「分からない」「本当かどうか分からないから考えないようにしている」 #3 (中1) 「どのように育てたら良いか分からない、本児は難しい子」 #4 (中1) 「継父のことずっと悩んでいる」 #5 (中2) 性被害については疑問視「育て方が悪かったのか」 #6 (中2) 本児との面接、「会うイメージ湧かない」 #8 (中2) 本児の症状を医師から説明を受け「被害の有無の白黒をつけてほしい」 #9 (中3) 「弟もいるし、家庭は今まま変えられないから、本児が家に戻るのは難しい」 #10 (本児入院時) 「悪くなっているではないか」「継父と別れて本児を引き取りたい」 #11 (中3) 「弟の養育も大変」 #12 (中3) 「今は生活があり、継父と別れられない、本児は施設より病院が良いのでは」 #13 (中3) 弟の問題行動の大変さを語る。 #14 (中3) 本児の選択したグループホーム利用に同意する。

【母子合同面接】

#1 (中2) 「母が優しかった。泣いたのはびっくりした」 #2 (中2) 本児の話した被害を母親が全面的に信じている態度が見えないため怒り、母親からの見捨てられ感、頑張ってきたことへの投げやり感。 #3 (中2) 母方叔父同席で安定。 #4 (中3) 誕生月で弟も同席。 #6 (中3) 外出して食事。 #7 (中3) 進路の話し合い。母親「自分でちゃんと考えて欲しい」 #8 (中3) グループホームに行きたい事を母親に伝え、母親は受け入れる。

〔母子合同面接を行った際のポイント〕

親子間の認知・感情・行動の異同に注目し、母親が本児に心配している気持ちを伝えられるよう、本児は母親に対して安心を感じられる点・感じられない点の両方について認識できるよう、それぞれに支援した。

〔母子合同面接での本児の変化〕

入所1年後から母子合同面接を設定した。母親の態度の揺れ動き、母親からの見捨てられ感や母親への怒りから不安定になる時期を経て、母親との距離を取りながら、関係を保つことを選び、グループホーム入所を自己決定し、母親に伝えることが出来た。

【まとめ】

(事例における再構築支援の特徴や支援の内容が有効に働いたと思われることについて)

【変化したこと、治療効果と考えられること、その要因】

(1) 本児が学園での生活を肯定的に受け止められるようになった

①母親が自分のことを見捨てているのではないかと分かり、安心感を持てた

②施設が安全であるという感覚、自分の力でどうしようも出来ないときには、大人に守ってもらえる、助けてもらえるという実感を持つようになった。

③家庭から離れて生活することの必要性(母親と離れて母親との関係について考えること、性被害の症状から回復したい気持ち)を本児が実感できた。

(2) 本児の自己肯定感や大人への信頼感、被保護感が向上した

①「被害体験に縛られずに生きたい」という本児の言葉を大切にして、大変な状況になったときには、そういった前向きな言葉を引き出し、解決志向（SFA）の技法を取り入れながら、職員はサポートするという姿勢を伝え続けた。

②職員は、壁をぶち抜く、椅子をバラバラにする、自傷、飛び出し等、本児の激しい行動化に動じることなく、一貫して関わった。

(3) 本児が母親の現実像を受け入れ（期待の取り消し、諦め）、母親との関係の取り方を自分で選択した

①母親も悩んでいることを知ることができた。

②母親をめぐる葛藤を整理した。（母親に構ってほしくて悪いことをした、悪いことをすることで関係が悪循環になっていた）

③学園の担当職員が本児にとっての代理母の役割をとり、本児は大切にされた・満たされたという体験を重ねることができ、母親に対する愛情欲求不満が軽減した。

(4) 退園後の生活について、本児が自己決定できた

【変化しにくかったこと、その要因】

(1) 家庭環境

①母親は仕事についておらず、経済的に不安定で、継父の収入に頼っている。

②継父のDVがあるらしい、という程度の情報しかなく、家庭内に支援者（市福祉、児相、学園）が入れなかつた。

(2) 母親の本児の性的被害に対する認否の態度（困惑、回避）、本児に対する気持ち

①母は継父とA子のどちらを信じていいのか分からずに困惑していた。A子を守れなかつた自分が責められるのではないかという不安や、継父と別れたら現在の生活を維持ができないという不安があった。

②毎回のように意見が変わり、考えを整理したり、本児寄りの選択をすることができなかつた。

(3) 本児の症状の改善の程度

①本児はトラウマ体験の話題に直接働きかけるようなケアを拒否した。

②破壊、自傷、解離の量は軽減したが、医療ケアは必要な状態。性被害からの回復支援は時間が必要。

(4) 母子関係再構築にあたって

①本児は現実的な折り合いとして、母親との距離をとりながら関係を保つことが、自分にも安全と考えるに至った。つまり、本児は母親代理の大人（学園→措置変更先のグループホーム）を利用しながら成長することを選んだ。

②性的虐待のようなトラウマケアは長い時間が必要であること、本児を支える家族資源が限られていることを考えると、本事例は親子関係再構築のひとつの形態と考えられる。

【 困難を感じたこと、その要因 】

(1) 施設生活

PTSD 症状のケアや休息と、施設の日課の中で生活を送ること（他児との集団生活、登校）とのバランスの難しさがあった。

(2) トラウマケアの導入について

①本児は学園入所中、終始トラウマ体験に触られることへの不安が強く、拒否していたため、直接被害体験を扱うトラウマケアは実施せず、性被害に関する心理教育、自己評価の向上、不登校等の不適応行動への支援を行った。更に、トラウマ体験を想起すること自体が再体験となる危険性がある（医療機関で扱われパニックを起こした）ため、本児から話題にしない限り職員から話題にしたり、被害について聞きだしたりすることは避けた。

②本児が安定するには、トラウマケア導入以前に、施設での安全・安心な生活の保障と、職員との信頼関係の形成、そして本児の話を傾聴し、“大切にされている”感覚を育むことが最重要と考えた。本児は最終的に、「（医療での）トラウマケアは受けず、自分のペースでゆっくりよくなりたい」と言い、医療によるトラウマケアを受けないことを自己決定した。

③トラウマケアについては、特に虐待による複雑性 PTSD に関して、直接的に被害体験を扱うような介入は、本人の安全感覚の担保なしには安易に導入できない面がある。

(3) 義務教育という期間制限があること

心理治療の途中での退園となつたが、医療的ケアを継続しながら地域で生活するという次の支援段階に至つたと考える。

(4) 退園先の検討

退園先についての検討が難しく、学園と児相、嘱託医との話し合いを重ねた。市の福祉課との協力が重要であった。

【 コメント 】

トラウマ体験による不安定な子どもへの対応は、本当に難しいものだと思います。事例を読ませていただき、心理教育や合同面接など、大変参考になりました。そして、対応の基本はやはり、事例にも書かれてあるように、施設での安全・安心な生活の保障と、職員との信頼関係の形成、子どもの話を傾聴し、「大切にされている」感覚を育むことを大切にすることであると思いました。

学園での担当職員の方がこの子との間に信頼関係が形成していった具体的なエピソードがあれば、聞かせていただきたいと思います。また、グループホームでのこの子の生活や学園とのその後の関わりなども聞かせていただけますか。

【リコメント】

<エピソード>

当初、本児は担当心理士に対して、言葉にできない苛立ち、怒りや不安等を暴言や暴れるなどの行動や退行で表現しました。そのような行動の振り返りを行う際は、担当児童指導員も同席し、生活をする上での枠や不適切な行動に対する指導を行いながら、本児の行動の背後にある不安など様々な感情の整理を3者で行いました。

中1の1月、「（性被害を思い出すような）卒業式には出たくないから、学校に行きたくない。」との訴えが始まり、「卒業式にはまた同じことが起きる。加害者が来る。」と言って寮で暴れることが続きます。また、「卒業式に出られないような大変なことを起こすから。」と、自殺企図をほのめかすこともありました。このような中で、担当心理士が「今年の卒業式は、被害のあった昨年とは違うと思う。同じことは起きない。今のように卒業式を回避していると、卒業式の時期になると一生怖い思いをすることになり、被害体験に縛られることにもなってしまうのでは。」と本児に投げかけました。本児は「（被害体験に）縛られずに生きたい。」という気持ちを表明でき、その後少しづつ登校できる日が増えました。卒業式は途中退席となったものの、「少し、自信がついた気がする。」と語ってくれました。

中2の4月、学園生活や担当職員への信頼感や安心感が芽生えてきたと考えられました。就寝時、心理担当職員に「もしもの話しだけどね。」「もし、本当にこういうことがあつたらどうする？」というような言い方で性被害の告白があります。職員は内心動揺しながらも、本児の話を信じ、安定感を保ちながら丁寧に聞き取りを行い、児相や医師の協力を仰ぎながら対応しました（婦人科検診や被害確認面接、法的対抗措置の説明等）。この頃から、「私は本当によくなるのかな？」と、職員に確認するような、肯定的なニュアンスの発言が聞かれるようになりました。

中3秋、修学旅行の準備が始まり、知らない人がたくさんいる場所への不安（加害者にあうかもしれないという不安もある）が大きく、不安定になります。本児は担当心理士と新幹線に乗る練習をしたり、担当心理士がお守りとして作った本児が大切にしているぬいぐるみのミニチュアを持参したりして、この時期を乗り越えました。これ以降、このぬいぐるみを大事にし、フラッシュバックがあった時などお守りしています。担当職員（心理・児童指導）との写真も大切にし、不安定になったときに見ていきました。グループホームに移ってからもアルバムをよく見返していると、手紙で知らせてくれました。

<グループホームでの適応>

グループホームに入って2ヶ月程は、毎日幻聴やフラッシュバックが続いていましたが、信頼できる30代の女性と親しくなった後は落ち着き、毎日デイケアに通い、症状も軽減しています。入所半年後、初めて母親との面接を実施した際には、フラッシュバックがあったと本児は語っています。母親との交流は学園入所時と同様で、距離

事例 18（情緒障害児短期治療施設）

をとりながらの関係です。

＜B 学園とのその後の関わり＞

- ・担当児童指導員がアフターケアを担当し、定期的（3ヶ月、6ヶ月、1年）にグループホームに電話し、本児、施設職員に状況確認を行っています。

【コメント】

綿密なアセスメントと支援の計画、それを実行していく専門性の高さに敬意を表します。この子自身が持つ変化のための力を引き出したこと、その力をこの子が發揮したことなど、いろいろなポイントが記述されていてとても参考になります。

質問ですが、多数の職員が関わる場合、支援にブレが生じ、職員間の亀裂になっていくこともあります、その辺りのブレを最小限にとどめる工夫について教えてください。

【リコメント】

学園は大舎施設で、多職種、多人数の職員が子どもたちの支援に関わっています。このことは、日々の直接的支援以外の行動観察、評価、報告、他機関との連携等にも関係してくることですが、「スタッフが共通認識の下に動く」ということが、簡単ではないことを認識させてくれます。これは、人数の多寡が要因ではなく、複数のスタッフが存在すれば発生する課題といえます。

この課題は、情緒障害児短期治療施設という児童福祉施設の中に位置する入所型心理治療システムの機能をどうやって維持、向上させるか、ということでもあります。学園では、個人への支援とこのシステムの維持、向上にかかるエネルギーは、半々というよりも4：6くらいの割合で後者にかかるエネルギーの方が大きい、という認識で運営しています。具体的には、以下のような報告、協議を積み重ねることによって、職員間で認識を共有し、ブレを最小限にとどめるよう努力しています。

- ① 朝の連絡会：宿直者が子どもを学校に送り出した後、課長、心理と児童指導の両係長に、前日からの子どもたちの表れについて報告し、子どもの様子、支援内容の確認や午後のスタッフミーティングまでに対応が必要なことについて協議する。（1時間）
- ② スタッフミーティング：午後、前日の宿直者から子どもたちの表れについてスタッフ（心理士、児童指導員、看護師、教頭が参加）への報告、子どもの行動（症状）の見立てや支援方法に関する話し合い、ケースの支援経過・予定の報告等を行う。特に、子どもの言動によりスタッフが振り回されたり、対立したりすることを防止するため、表面的な問題行動だけを扱わないよう注意している。（1時間半）
- ③ ケース検討会：出席可能なスタッフ（心理士、児童指導員、教諭）が参加。外部のスーパーバイザー、児童相談所の担当児童心理司、児童福祉司も出席する。（1/週、

2 時間)

- ④ 担当スタッフ協議：支援方針・問題行動発生時の対応方針の策定、ケース検討会事前協議等で心理、寮、学校の各担当が集まって隨時行う。
- ⑤ 児童相談所連絡会：学園内で 2 回（児相長、課長レベル）、各児相に訪問して 3 回実施。ケースや双方の業務についての理解や連携強化を目的に実施している。
- ⑥ CSP（コモンセンス・ペアレンティング）を代表とするような養育スキルを、スタッフ間の共有スキルとして学習、実施する。

【コラム】

ファミリーグループ・カンファレンス（FGC）

FGCは1980年代にニュージーランドから始まったマオリ族の実践にその起源があります。すでに、諸外国では様々な形で実践されていますが、我が国では、近年注目され始め、これから発展していく実践分野です。

FGCが開催されるのは、子ども虐待等が発覚し、児童相談所等が危機介入し、子どもが一時保護をされるような場面です。そして、これから子どもが安全・安心の中で幸せに暮らしていけるためにはどうすればよいかなどを話し合い、生活の場、養育の主体などを決めていきます。カンファレンスと呼ばれている通り、子ども、当事者家族、ファミリーグループによる公式の話し合いであります。ニュージーランドでは法律に基づき実施されます。これまで、このような場面では、最たる専門職とされる児童相談所等が主導して子どもの生活の場、援助方針を決めていくことが多かったと思います。ここでよく起きたことは、専門職がリーダーシップをとればとるほど、家族が無力化されていくというパラドックス（逆説）でした。しかしFGCでは家族が主役になります。FGCの特徴の一つは、従来の3親等に限らない家族、親族、友人なども含めてファミリーグループが主役を担うということです。これまでの家族の認識にとらわれないインフォーマルなネットワークを構築し、そこにある潜在的な力を問題の解決＝虐待の解決に動員していくことです。主役は家族ですから、家族が話し合い、時には家族、ファミリーグループだけでの話し合いによって、子どもと家族のこれからを話し合い、意思決定過程に参画します。

FGCはおおよそ、次の通り展開されます。①アイスブレイク ②情報共有 ③ファミリータイム ④合意形成 ⑤クロージングです。①アイスブレイクは文字通り、ファミリーグループが緊張を解き、話し合いに備える段階です。②情報共有は家族、専門職それぞれが持っている情報を共有することで、家族、ファミリーグループが意思決定に参画できるようにします。③ファミリータイムでは、家族だけで話し合いが行われます。そして、家族、ファミリーグループとして、子どもの養育の在り方についての方針をだします。④合意段階では、ファミリータイムの結論を児童相談所が求める条件、意向等と照らし合わせ、さらなる支援計画を立てます。⑤クロージングでは、困難な作業を取り組んだことをねぎらい、家族・ファミリーグループに敬意を払いつつ終了します。

このようにFGCでのカンファレンスの主体はあくまで、家族・ファミリーグループです。FGCの理念はこれまでの私たちの虐待対応について、鋭い問い合わせをしているように思います。

児童自立支援施設における「親子関係再構築支援」

子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた子どもの課題への支援に力点が置かれている。

しかし、児童自立支援施設に入所する子どものうち、69.5%（H20. 家庭福祉課調査結果）の子どもが保護者からの虐待を体験しており、子どもの非行等の課題が生じてしまった理由として、虐待等の保護者や家族の課題が存在している。

したがって、子どもの課題解決を直接的に支援することはもちろん重要だが、子どもの受けた虐待からの回復の支援や、虐待をした保護者の養育観や養育方法などの改善の支援にも力を注がなければならない。

そのために、施設入所前後のアセスメントにおいて、子ども自身についてのアセスメントと同時に保護者や家族、地域についてのアセスメントもしっかりと行ない、自立支援計画に反映していくことが大切である。

児童自立支援施設では、子どもが24時間、施設内で暮らしており、職員はその暮らしの中で、子どもの課題を詳しく把握することが可能である。把握した子どもの課題に加えて、保護者や家族の課題を、子ども、保護者や家族と共有することが大切である。

しかし、保護者や家族は、子どもが他人あるいは保護者自身や家族に与えた迷惑や被害に対しての対応で疲弊しているため、自分自身の問題に気づかず、子どもの問題にだけ目を向けていることが多い。職員はまず、保護者の努力や配慮、労苦等への共感に努め、子どもの支援と一緒に取り組む姿勢を示すことが大切である。保護者との信頼関係の構築が図られることで、保護者自身の気づきや保護者の養育観や養育方法などの改善を支援し、保護者や家族の課題にアプローチすることが可能となっていくからである。

小舎夫婦制を採用している児童自立支援施設では、職員が夫婦や家族のモデルを示すことができるため、子どもの夫婦や家族のイメージを変え、保護者や家族に対しても、養育のモデルを示すことが可能である。こういった親子関係、家族関係のモデルを実際に示せる強みは意識して生かすことが重要である。

虐待の内容や保護者の状況によっては、子どもを家庭復帰させることが困難な場合がある。その場合、施設は一時的な家庭代替機能があるため、職員が子どもの保護者代わりとなって支援することになる。そういった場合には特に、保護者や家族を尊重し、子どもの心の中で保護者や家族の存在の整理がつくように支援していくことが、子どもにとって非常に重要なこととなる。

事例 19

問題行動の背景に被虐待経験があった子どもに対し、親子関係の調整をした事例

—強硬な姿勢を示した保護者に対する関わりに注目して—

キーワード：生活基盤の確立、養育者としての育ち直し支援、援助資源

【事例の概要】

<家族状況>

父親 36歳 とび職・元暴力団構成員

母親 39歳 生活保護受給

本児 中学1年生（男児）

弟 小学校5年生

妹 小学校2年生

※母親は父親と離婚しており、弟、妹とともに別居。年齢は入所当時。

<経緯>

- ・父親の定職を持たない生活状態や女性関係から両親は離婚再婚を繰り返していた。
- ・離婚後一旦は母親・本児・弟・妹で生活。母親は就労し、本児は家事や弟たちの面倒を見ていた。しかし本児が父親に似ているとの理由で母親は本児に対しての愛情は薄く、幼少時から家事の過度の強要や暴力を振るうようになり、母子関係は悪化の一途をたどる。
- ・本児が小学1年ごろから、それらの回避行動としての家出や万引き等が目立ち始め、以後、万引きや学校での不適応（他児への威嚇、暴力、教員への反抗等）、不良交友等の問題行動がエスカレートしていった。
- ・状況を見かねた父親が本児のみ引き取るが本児の問題行動は収まらず、感情的な対応と併せて暴力的な養育が常態化する。加えて、不安定な就労状況等から経済的にも苦しく養育不全を起こしていた。
- ・父親は本児に対する愛情はあるものの激しい性格であり、偏った養育観を持ち併せており、学校や児童相談所等の支援全般に対して極めて拒否的であった。
- ・児童自立支援施設入所について、再度、児童相談所と父親、母親との話し合いが持たれたが、母親は養育を拒否。「これ以上状況が悪くなりたくない」との本児の気持ちを理解し、父親がしぶしぶ児童自立支援施設入所に同意した。
- ・入所期間中に本児の課題の改善と併せて父親の本児への養育態度の改善、養育スキルの向上、家族関係の調整等への支援を行い、家庭復帰となった。

<支援期間> 1年

【課題】

1. 親子関係の回復
2. 父親の本児に関する育ちの過程の理解と認識の変容
3. 養育における環境側（家庭）の柔軟性の伸長（父親の養育スキルの獲得）
4. 父親の生活基盤の確立

【方針】

1. 父親に本児の施設での暮らしを伝え、本児の成長への理解をすすめ、父子の定期的な関わりを確実に行い、互いの良好なイメージを作る
2. 父子間の相互作用を促進させ、本児への肯定的な認識と父親自身の意識の変換を狙う
3. 父親への情緒的な支援とあわせて本児や養育に対する考え方の幅を広げ関わりのパートナーを増やすよう支援する
4. 家庭復帰後の生活を保障するため父親の生活基盤への支援を行うとともに、地域内の支援機関と連携し支援体制の確立を図る

【取組】

入所前と入所直後に父親が児童相談所や施設に対して厳しく詰め寄り、強硬な姿勢（例えば、強制引き取り）を示す場面があった。当初、予測されるこれらの行為に対しては児童相談所と連携し、すべて毅然とした対応をとることとしていた。しかし、これらの行為は父親自身の後悔の念と本児に対する偏った愛情の表れであることを施設が理解できたため、対応を再検討し、児童相談所と施設とが連携して父親に対して電話での本児の近況報告や家庭訪問等の関わりを積極的に実施し、その中で父親が持つ本児への愛情や本児の養育についての後悔の念などの感情に寄り添い励ますなど、父親に対して情緒的な関わりを意図的に設けることを支援全般の基盤とすることにした。その甲斐あって父親との関係構築がなされていった。

また父親の生活基盤の未確立が本児の自立支援の方向性に大きく影響することが予測されたため、本児の入所後1年で父親が生活基盤の確立を達成することを父親の課題として支援を進めた。施設と児童相談所とが連携し、それぞれが定期的な電話連絡、家庭訪問等を展開することで、父親との関係性の構築ならびに家庭状況の把握に努め、定期的なアセスメントを行った。

なお、本児に対しては課題の改善への取り組みと併せて自身の心

【取組のポイント】

- ①電話、面会、外出等の関わりの段階的な設定
- ②生活状況の定期連絡および施設行事等での本児の姿を通して、本児に対する認識の変容を促す
- ③職員との対話を通じて、これまでの養育についての振り返りと子どもの行動への理解を促すとともに養育に対する対応の幅やパートナーを増やす。
- ④家庭訪問を通じた父親の生活状況の確認と期間を設定し生活基盤の整備を促す

事例 19（児童自立支援施設）

境の言語化を支援の課題として位置付け、実父との関係の中で自身の進路について自身の希望を適切に話すこと目標に支援を行った。具体的には、定期的に面接や作文指導を行い自身の心境の言語化や進路について考える機会を積極的に設けるとともにロールプレイなどを活用して父親との関わり方について支援した。以下に挙げる面会や外出などの場面を学んだことを実践する場として活用し、施設に帰ってきた後に適宜振り返りを行い、次回の面会や外出等での課題を設定していった。さらに、本児が父親と直接関わる場面の中で感じる緊張や不安などの不快な心境の有無など感覚に注目させ、父との面会や外出など父親と関わる場面の設定はすべて本児の意向を尊重し、本児の不安が大きい場合には面会や外出等の予定を順延するなど家族支援が本児の負担にならないように、進捗状況に合わせて配慮し実施した。当初は父親への心境について具体的な発言はなかったものの、取り組みを通して父親への拒否感やこれまでの関わりについて客観的な発言もみられるようになった。さらには施設入所についても客観的に見つめることができるようにになり、進路と併せて自身の問題性へのアプローチもより進展していった。

<課題 1へのアプローチ>

電話連絡、家庭訪問と併せ、定期的に面会、外出訓練等の機会を設けた。できるだけ父親の都合に合わせながら他児への影響を考慮に入れ施設内の取り決め等の支援全体の枠組みから外れないよう配慮し実施した。また職員と本児の関わりを見せる通じて、実父に安心感と信頼感を与えるよう配慮した。

<課題 2へのアプローチ>

施設行事の機会を活用し、本児の頑張る姿、入所により行動変容した姿を題材に、本児への肯定的な認識と実父自身の意識の変容を狙った。本児の場合、運動が得意であったため、運動会や野球大会等の機会を活用し、面会、外出外泊等を行った。離婚により、学校行事等での本児の姿に触れる機会のなかで実父に対し、本児の育ちの過程を理解する機会とした。またこれらの機会を通して、これまでの父親の関わり方や適切な関わり方など養育全般について話ををして、養育の振り返りを行った。父親は、次第に力による関わりが主であった自身の行動を見つめなおし、対話による関わりについて考えるようになっていった。

〔本児への具体的支援〕

- ①施設生活の安定と施設入所に対する肯定的な意味づけ
- ②自身の心境の言語化と実父への感情の整理
- ③実父との関わりの段階的な設定
- ④面会・外出終了後の振り返りと実父との関わり方についての検討

<課題 3へのアプローチ>

父親の養育に対する考え方の幅を広げ関わりのレパートリーを増やすため、外出や外泊訓練を実施した。実施にあたり、児童相談所との協議を重ね、本児の行動上の問題等、不測の事態へ対応できる体制（主に施設）を確保し実施した。特に、外泊訓練に関しては、生活基盤の確立に向け懸命に取り組んでいる父親に配慮しつつ、1泊2日等の短期間の訓練を入所後約3カ月から概ね1カ月に1回の割合で実施した。

実施においては、本児、父親共に宿題（本児には家事全般や学習、実父には本児と食事を共にする、進路について話すなどの課題）を与える、施設に戻った時に振り返りを行った。外泊訓練を重ねるにつれ、本児も次第に父親への心境、進路（本児は就職を希望し、実父は高校進学を熱望）等の希望なども話できるようになっていった。進路について、父親の思いは強く、強硬な姿勢も見られたが、職員や児童福祉司等が適宜関わりを持つ中で、本児の希望を尊重する姿勢に徐々に変化していった。

<課題 4へのアプローチ>

離転職を繰り返す父親の状況を考慮し、生活基盤の確立については1年という期間を設けて展開した。父親は期間を設けられることに抵抗を示していたが、本児の支援上譲れない条件として提示したこと納得し、一度退職した就労先に頭を下げ再度就労を開始した。雇用主は自宅近くに住んでおり本児の家庭のことも理解しており、家庭にとって物心ともに有力な援助資源となった。

当初、実施が懸念された外泊訓練においても、雇用主が外泊訓練時の帰宅先として申し出してくれ、本児と実父との関係が適切なものとなるように配慮してくれるなど本児と実父へのサポートを申し出てくれたことで実施が可能となった背景がある。加えて、支援機関が把握しにくい状況や指導しにくい内容についても協力を得られたことは支援上大きな転機であった。

支援体制の整備については、父親の性格上、支援機関への不信や拒否感が払拭されたわけではなかったため、児童相談所は原籍校、民生委員などとの調整会議を開催し、父親への直接的な関わりではなく本児へのサポート体制の整備を行った。

【まとめ】

本ケースを進めるにあたり、本児の意向と安全に最大限配慮するとともに、児童相談所と施設が協議を重ねて支援全般を進めていった。

① 関係機関、援助資源との良好な関係性

本ケースの特徴は、支援過程上、かなり早い段階で外出・外泊訓練を実施している点にある。それを可能としたのは施設と児童相談所との良好な関係性によるものである。互いの立場を理解し、支援に対して同じものの見方をして、役割を分担し対応することを互いに目指した。その結果として、入所初期から積極的な家庭訪問と保護者への連絡等、施設と児童相談所とが連携し支援を開始することができ、支援が困難と思われた保護者にも早期に信頼関係の構築がなされたと考える。また家庭訪問を積極的に行することで家庭環境の可視化のみならず援助資源（雇用主）を発掘することができた。偶然ではあるが、父親の雇用主と直接コンタクトをとれたことは本ケースを支援する上で大きな転機であり、雇用主の存在は父親の生活基盤の確立が短期間で達成できた最大の要因であると考える。待ちの姿勢ではなく積極的に動くことの重要性を感じた。

② 子どもの“育ち”の過程の共有と保護者を“育てる”視点の重要性

職員と父親が、施設生活を通じて、子どもの育ちの過程を共有することを目指し、支援を組み立てた。父親を“原因”ではなく“資源”として位置付け、“治療する”ではなく“育てる”視点に立ち、関わりを持った。家族支援での取り組みだけでなく、たわいもない職員との会話等を通じて、父親が養育に関しての正しい知識を学ぶことや、対話の重要性について気づくことができたのは、職員にそのような視点があったからである。“力で支配する”視点から“対話を重視する”という父親の視点の変化は、その後の本児の支援を展開する上で大きな意味があった。

また、本ケースの父親の場合、本児への支援と同様に「してはだめなこと」ではなく「してほしいこと」や適切なモデルを提示することが非常に有効であった。そのことで父親への言葉がけが賞賛やねぎらいになっていった。家族支援の過程においても児童の支援と同様に段階的に課題を設定し取り組んだ。これらの取り組みは、父親に対する養育者としての成長を支援することと換言できる。本ケースからの学びとして、児童の支援と同様に“育ち”という視点から家族支援を展開することは重要であり、今後の家族関係調整や家族支援のあり方について、一つの視座を得られたと考える。

③ 退所後の支援を視野に入れた適切な家庭復帰時期の見極め

本ケースでは、家庭復帰時に父子関係が完全に改善していたとは言えず、むしろその途中であった。しかし、児童の問題行動の改善状況と原籍校の受け入れ状況、何より父親の改善への意欲と雇用主を主とする援助資源があることが大きなメリットがあった。それら様々な要因を考慮し、家庭復帰後も援助の継続による父子関係改善が見

込まれることから家庭復帰とした。したがって、本児が家庭復帰した後も児童相談所が主となり施設と連携して支援を継続することとした。事実、父親と本児の間でトラブル等が度重なったが、その都度児童相談所や施設、雇用主が間に入りつつ「家族による解決」がなされるよう支援した。

それまでの関係性を重視しつつ退所後も継続した支援の重要性と適切な退所時期の見極めの必要性を痛感した事例であった。家庭復帰時期を完全な親子関係の改善とした場合、復帰後の援助資源を有効に活用できない場合も考えられることから、家庭復帰においては親子関係のみに焦点を当てるのではなく援助資源や援助に対する家族の受け入れを含めた包括的な判断が重要と考えられる。

④ 本ケースの限界

なお、本ケースの限界として、母親、弟、妹との関係調整があげられる。母親、弟、妹との関係においては、母親が本児と弟、妹との関わりを拒否したこと、本児も母親との関わりについて極めて拒否的であったことから、家族支援の中では取り扱えず、本児への支援の中で実母や弟妹への感情の整理という形で支援せざるを得なかった。今後、包括的な家族支援の在り方を考えるにあたり、このような家族への支援の方策を検討する必要があると考える。

【コメント】

大人の偏った養育感を変えていくのは難しいことなのですが、父親の変化には驚きを感じます。父親は、これまで適切にサポートされたことが少なかったのかもしれません。

効果的な支援のためには、包括的（弱みも強みも）アセスメントが必要と思われますが、どのような視点で取り組まれたのか、また、関係者で共有されたのかを教えてください。

【リコ멘ト】

コメントの通り「父親は、これまで適切にサポートされたことが少なかった」だと思います。よく「家族は指導されることは多いが、支援されることは少ない」と言われますが、実父の場合も同様でした。そのため我々の支援が実父にとって「指導ではなく支援」と感じられるよう配慮して取り組みました。

実際のアセスメントにおいて、援助者自身の不安や感情等がアセスメントに作用したり、援助者側の視点が虐待をした親という枠組みから抜け出せなくなり全てを否定的に評価して強みを見過ごすことがないように、施設での支援を開始するにあたって関係機関間で実父を本児の最大の援助資源として捉えることを確認しました。またアセスメントにおいて危機に繋がるような事象に目が行きがちとなりますがないが、これらの要因を支援におけるニーズとして再度評価しました。そうすることで本児と実父に関わった支援者がそれぞれ持っていた些細な情報が活きた情報となり、関係機関がチー

事例 19（児童自立支援施設）

ムとなって関わることが出来たと考えます。時として、否定的な評価をする場合もありましたが、それは愚痴として関係機関間で情報共有することで支援者間のつながりを維持できたとも感じます。

【コメント】

効果的なサポートチームを作っていくコツについても教えてください。

【リコメント】

連携に尽きると考えます。そこで大切なのは、「別々の役割を持つ人が同じものの見方をして異なる仕事をする、そして足りない所は互いに補い合う」ということでしょうか。そのためにも互いの顔が常に見える関係がいいように思います。「関係機関に足しげく通う」、そして「出会いをつなげる」ということが重要だと感じます。なお本ケースでは実施していませんが、一時帰宅訓練を活用して原籍校だけでなく地域の支援機関（民生委員や NPO 等）と家族をつなげるような取り組みを行った事例もあります。家族と子どもが一緒にいる機会を逃さないようにして、地域内のサポーターを増やしていく、そのことで家族を支える基盤が安定していくことは家庭復帰に繋がる可能性を広げることにもなると考えます。

事例 20

16歳で児童自立支援施設に入所し、家庭復帰ではなく、一人暮らしを選んだ事例

キーワード：虐待の世代間連鎖、個別処遇

【事例の概要】

<家族状況>

実母 40歳
本児 16歳 (女児)
異父妹 6歳
祖母 65歳 クリーニング店経営 (別居)
※年齢は入所当時の年齢

<経緯>

家出中に警察に保護され身柄付通告で一時保護。初めの 2 日間は、名前・住所・家の事情など聞かれたことにスラスラと答えていたが年齢以外全て嘘であった。保護された時、頭部に酷い傷があり頭頂部は直径 10 センチほど禿げていて傷は膿んでいた。また、両腕には傷跡が無数にあった。背中にも引っかき傷などが多くなりあった。ストレスによる自傷行為の結果できた傷であった。体格は小学生高学年ほどであった。

これまでに何度か母親からの虐待として通告・相談があったが、本児は助けを求めず、その時点では外傷もなかったため、児童相談所が介入できなかった。

本児は小学校の頃から万引き・金品持ち出し・友人の財布からお金を抜き取る・虚言などの問題行為が始まる。その都度母は本児を叱り諭していた。時には手で叩くこともあった。中学 2 年生になった頃、問題行動が激化。万引き総額は半年で 10 数万円になったとのこと。本児が万引きした店から 10 万円の請求が来たこと也有った。中学 2 年の秋に万引きが発覚してから母親は本児を外に出すのを恐れるようになり、その後は一日も登校せずに中学校を卒業している。母親もその頃から体調を崩し、拒食症となり、食べ物を受け付けなくなる。体重が 25 キロまで落ち、歩くこともままならない状態になってしまった。

本児の生活状況は、怠惰で、他の子どもたちに平気で嘘をつき、周りをイライラさせ、なかなか集団に馴染めなかつた。場面にそぐわない反応（突然の高笑い等）が多く見られた。

入所して 5 カ月経つと、生活も徐々に落ち着いていったので、母親と外出したり、祖母宅への帰省を実施することができた。しかし、帰省時に祖母の財布からお金を抜

事例 20（児童自立支援施設）

き取ったり、万引きを繰り返す等の問題行動が見られた。3年間の入所期間中に、無断外出が4度有り、その度に万引きを繰り返した。年齢が高かったので比較的早い時期から職場実習を体験するが、実習の行き帰りに万引きをしたり、従業員のロッカーから財布、服、現金を盗むこともあった。その都度、職員と事実を確認する作業をしたが、本当のことを言えず事実と合わないことも多くあった。

母親は面会時などに一緒に暮らしたいと言い、本児も学園生活で辛かったり、他の子どもたちとうまくいかないことがあると、すぐに「家に帰りたい」と訴えた。しかし、施設生活を送るうちに本児自身、「やはり母と暮らすことは無理である」と考え、一人暮らしをする道を自ら選んだ。本児に対して大変親身になってくれる職場が見つかり、アルバイトをしてお金を貯め、学園を巣立っていった。

＜支援期間＞ 3年

【課題】

- 大人との関わりにより信頼関係を築き、施設での生活を安定させる。
- 親子関係を調整しながら、社会性を身につけさせ、住み込み就労等、自立に向けての支援をする。

【方針】

- 1－1 本児の体力や性格特性を考慮し、緩やかな日課からはじめる。個別の日課を作成し、個別に関わる時間を多く作る。
- 2－1 母子関係修復を考え、そのためにも面会、外出、外泊を実施する。母が移動困難な場合は送迎をする。
- 2－2 生活スキルを高め、本児の意向を尊重しながら、職場実習、アルバイトと自信がつくように徐々に段階を上げていく。

【取組】

入所後1ヶ月は、寮の職員とだけ個別支援を実施する。同じ寮の子どもたちの集団にうまく適応できず、体調不良を訴えることが多く、寮で静養していることが多かった。静養していない時は、児童間でのトラブルが絶えず、うまくいかなくなると「私は悪くない、家に帰って母親と暮らすのが当然。」と訴えることが繰り返された。

「食事は美味しいものしか食べないのが私の主義と言って、食べ物を平気で捨てた」「私はお嬢様だから、掃除なんかしなくてもよいと平気で言う」「大きな声で聞こえるように悪口を言う」「場面を考えず高笑いをする」など周りをイライラさせることがトラブルの原因だった。個別支援の日課で生活させることで、他の児童から不満

【取組のポイント】

が噴出し、更に本児の立場が悪くなるという悪循環で唯々日々が過ぎていった。1ヶ月の個別支援終了後は、他の子どもたちと少しづつ日課を同じにしていく中で、本児の体調不良の訴えやトラブルは続いたが、少しづつ日課をこなせるようになってきたので、他の子どもたちから少しづつ認められ、受け入れられるようになっていった。頭の傷はバンダナで隠していたが、入所後3ヶ月頃には髪が伸びてきたので、うまくセットし外せるようになる。（頭の傷は、後に手術を受け、ほとんど目立たなくなる。）

入所して5ヵ月経ち、児童相談所との協議で、母親は入所の時点で虐待について認め、心から反省している事から、本児の家庭復帰に向けて、面接や面会等を繰り返していくことになった。母親自身も祖母からかなり厳しく躾けられてきた経験を職員との面接で語っている。祖母は強迫的に何事も把握していないと気がすまない完全主義者である。母親は、祖母から声をかけられると「今でもビクッと怯えてしまう」と話していた。祖母は問題を起こした本児について「言っても聞かない子」といつも口にし、「育て方が甘い」と母親を叱り飛した。母親は祖母に応えるだけの能力を備えていたが、本児は素質的に恵まれておらず、母親の要求に応えることができなかつた。

母親や祖母との面会を実施した直後は、いつにも増して、本児は自分をコントロールすることができなくなり、ハイテンションになり大きな声、高笑いが寮内に響き渡り、トラブルが頻発した。

母親は本児と早く一緒に暮らしたいと話し、本児も同調するという会話が繰り返されていた。母親は職員の前ではとても丁寧な受け答えであったため、関係改善が少しづつ進んでいるように見受けられた。その後、段階的に外出や帰省を実施するようになった。

しかし、母親は本児に会うたびに学園や職員の批判、悪口を言っていたようである。（後になって、本児が職員に話してくれて、わかったことである。）そして、実際にはそういう面会を重ねる中で、本児は母親との関係を整理していく、母親との距離を取っていく結果となつた。

それは、今まで経験したことがなかったダンスや水泳、バレーボールなどができるようになり、生活面でも職場実習、アルバイトとできることを増やし自信をつけていく中で、生活が安定していく、心が成長していったからだと考える。

入所間もない頃の本児は現実と向き合おうとせず、「これからこうしたい。」という意欲が全く感じられなかつた子どもだった。学園で今まで経験したことのないことに取り組むうちに、職場実習に

〔子どもの変化〕

- ①集団に適応できず孤立
- ②同じ日課を過ごせるようになる
- ③集団に認められ受け入れられる
- ④ダンスや水泳、バレーボールが出来るようになる
- ⑤職場実習、アルバイトとできることが増える
- ⑥自信がつき、生活が安定する

〔子どもの心の成長〕

- ①自己肯定感
- ②職員との信頼関係

〔職員の姿勢〕

- ①罪を憎んで人を憎まず
- ②子どもの存在そのものの肯定

行ってみたいと口にするようになる。

しかし、職場実習に通い始めると万引き・金品持ち出し・従業員のロッカーから財布・服・現金を盗んでくることが繰り返された。職場実習に出す前のケースカンファレンスで「失敗を覚悟で、うまくいかなくても、失敗から学ぶことを優先する」ことを確認していた。この時に気をつけたことは、「行なってしまった事実は認めさせる」「見捨てないという姿勢を伝え続ける」「次のチャンスを必ず与える」ことを本児に必ず伝えた。失敗を繰り返す中、本児の口から「もう本当は万引きしたくない」と言葉がでる。職員も同調し、「しなくなるようになるよ」と会話できるようになった。その後アルバイトが見つかり、そこでも失敗はあったがこの頃から、お金を貯めて一人暮らしをすることが、自分にとって一番いい方法と考えるようになる。3つ目のアルバイト先では、とても面倒見の良い方に恵まれ、一人暮らしを実現するために巣立っていった。

この頃には、万引きも行わなくなり、「なんであんなこと、してたのかな？」と話すまでになっていた。母親や祖母との面会・外出・外泊等については、徐々に減っていったが、祖母とは良い関係が出来上がり経済的支援等を受ける約束ができた。祖母とは退所後も交流があったが、母親とは適度な距離をとり、関わっていた。

【まとめ】

(支援が有効に働いたと思うことについて)

①本児が学園での生活を肯定的に受け止めていたこと。

(生活が落ち着いてきたときの A 子の言葉)

- ・言葉や態度では表現できなかつたが、「ご飯が食べられること」、「安心して眠れるこ^ト」で学園生活はずっと安心していた。
- ・母親と暮らすことは絶対に無理だとの思いを持ち続けていたこと。私の居場所はこ^こしかないと考えていたこと。
- ・見捨てられないと感じていたこと。
- ・たくさん的人に助けられていると感じていたこと。自分は一人ではないと思えたこ^と。本児が荒れるたびに、学園の先生の誰かが本児の味方をしてくれた、既に中学校を卒業している子どもにもかかわらず、卒業した中学校の先生や、小学校の先生が足繁く面会に来て励ましてくれた。児童福祉司、児童相談所の心理担当職員も、失敗しても、次は大丈夫と励まし続けてくれた。

②母親が最後まで強制的に引き取るような事態にならなかつたこと。

- ・母親は職員、学園に対して子どもを取られてしまうような寂しさを感じていたので、批判や悪口を言っていたと考える。過去に本児との生活には困難さを経験していた

ので、職員が本児の支援について説明した時は、いつも「よろしくお願ひします。」と理解を示してくれた。

③祖母が本児の成長を認めてくれたこと。

- ・母親が本児のために協力してくれていることを常に祖母にも伝えた。その結果、退所時に、祖母も本児の一人暮らしの保証人、経済的支援を引き受けるようになった。

④本児に対する極端なまでの個別支援を担当職員だけが行なうことなく、施設全体で支えたこと。

- ・他の寮の子どもにも大変な影響があったが、本児については特に個別支援の必要性を職員全員が理解し、担当職員を支えた。

⑤職員夫婦の子どももとずっと仲良しだったこと。

- ・本児は職員夫婦の子どもをとても可愛がってくれた。一緒に遊んでくれたり、ある時は芸能人のイベントに職員の子どもを本児だけで連れて行ってくれた。

【コメント】

その後、家族との関係はどうだったのでしょうか？

【リコメント】

退所後、祖母とはうまくいっていましたが、本児の生活が乱れてきてからは、祖母との関係はうまくいかなくなり、関係が切れてしまいました。祖母に電話をすると、「あの子は言っても聞かない子（だから厳しく躾けなければならない）」と言っていたのを覚えています。

母親とは1年に1回ぐらい食事をしていたようです。本児から積極的に会うことはなかったようですが、「一応、親やからな。」と言っていました。そんな母親も5年ほど前に亡くなりました。本児から葬儀に出て欲しいと連絡を受け参列しました。

本児は「恨んどった時期もあるけど、親が亡くなるってなんとも言えないなー」と言っていました。

母子生活支援施設における「親子関係再構築支援」

母子生活支援施設では、親子の暮らしを支える日常的な支援によって子どもの安全を守りながら、母と子それぞれに寄り添いながら、親子関係再構築支援を並行して実践していくことが可能であることが、最大の強みであり、特徴である。また、入所支援により親子の状況や変化がつぶさにとらえられるという利点もある。

母子生活支援施設で行われている親子関係再構築支援の典型的なものとしては、分離された母子が家庭復帰する際に母子生活支援施設で親子での暮らしを再スタートさせるもの、母子での生活は維持されているが、虐待等のリスクのために支援を要するという分離に至らない段階での支援という二つのパターンがあげられる。

特に分離に至らない段階での親子関係再構築支援については、母子生活支援施設における日常的な支援を、「親子関係再構築支援」と意識し直すと、多くのものがそれに該当しており、親子関係の維持のために多様な支援が実践されている。

母子生活支援施設では、母親に向けた支援、子どもに向けた支援、家族に向けた支援を同時に実践でき、また生活に根づいた直接支援を即時提供することが可能である。

不適切な養育には、虐待のリスクが高いものから、養育スキルが低いことで子どもに適切な養育を行うことが難しいものなどまでさまざまである。いずれにしても、親子関係再構築支援においては、母親、子ども、家族の状況を正確にアセスメントし、その世帯に応じた支援をタイミングよく実践していくことがなにより重要となる。

虐待のリスクが高い世帯には、見守り観察を行い、危機的状況に即座に介入し、子どもを一時的に保育するなど子どもの安全を守った上で、母親が虐待に及ぶ中心的な課題への支援を行いながら、母親が虐待に及ばないよう行動の変容を促すこと、母親が虐待を自身の課題として認識し、行動を振り返るようになることなどを支援目標とする。

また、養育スキルに不安のある母親に対しては、母親のそばでモデルとなる関わり方を見せながら、母親が子どもの成長段階に合わせた養育スキルを獲得できることなどを支援目標とする。

中学生や高校生という高年齢児になってからの家庭復帰では、親子が一体となることを目指すのではなく、子どもが親を自分なりにとらえ直し、適度な距離を持ち、親について客観的に見られるように子どもの自立の獲得を最優先目標とすることが多い。

このように世帯の状況によって支援のゴール地点、支援計画も大きく異なっている。そのため、世帯一つひとつに応じた多様な親子関係再構築のあり方を探る柔軟性と支援ができる実践力が重要となる。

児童相談所をはじめとする親子関係再構築支援に携わる他機関には、母子生活支援施設が家庭復帰に大いに活用できる施設であることを周知すると共に、母子生活支援施設としてもその役割、機能を十分に認識し、取り組んでいくことが大切である。

事例 21

母子生活支援施設で母子分離せずに、虐待防止支援を行った事例

キーワード：母子からの SOS、ショートステイの利用

【事例の概要】

<家族状況>

母親 36歳 パート勤務、生活保護受給
長男 8歳 小学3年生
長女 3歳 保育園
※ 年齢は入所時の年齢

<経緯>

小学校より、長男へのネグレクト、身体的虐待の疑いがあると通報を受け、児童相談所が指導を開始する。児童福祉司が訪問するも、母親は応対しない状態が続いていた。X年Y月、母親が児童福祉司に家賃滞納により、数日後に立ち退きを迫られていることを相談した。児童福祉司は福祉事務所に連絡し、母子生活支援施設の入所に至った。

入所後、間もなくすると長男は不登校、長女も保育園に登園できない状況となった。施設職員と児童福祉司を中心に世帯への支援に当たるが、母親は関わりに消極的であり、自身のことや子育てのしんどさを語ることはなかった。世帯への支援について模索しているところで、母親に叩かれ、長男が頬に青あざを作る、鼻血を出す、長女が口を切るなどの事件が発生した。

児童相談所より、母子分離の方向性が示されたが、母親が分離以外の方向で立ち直ることを強く望み、母子生活支援施設での入所が継続されることになった。

職員は、母親の相談、精神科受診の同行、家事全般のサポート、長男の登校を促し、長女の保育園送迎や、緊急時の保育等を行った。また関係機関と連携し、定期的にカンファレンスを開催し、現在では母親も自身の課題を認識し、かなり落ち着いて生活できている。

<支援期間> 1年6ヶ月（継続中）

【課題】

（子どもの課題）

1. 子どもから職員に SOS が出せるようになること
2. 子どもの日常生活が保障されること

(親の課題)

3. 母親は職員に虐待の事実について詳しく話すことができるようになること
4. 母親が虐待に及ぶ前にSOSが出せるようになること
5. 母親の負担を軽減させ、精神的課題のケアを受けられること
6. 母子の支援に対し関係機関の連携体制がとれるようにすること

【方針】

- 1-1. 親子関係が緊迫した際には職員が介入し、子どもに「職員に相談ができること」を常に伝えておく。
- 1-2. 職員が母親の叱責時に介入・調整・代弁をする。
2. 職員が子どもの負担軽減のためのサポートを実施する。(起床の促し、登校支援、保育園送迎)
3. 母子支援員が日常的に相談、生活支援を行い、信頼関係を構築する。
4. 親子関係が緊迫した際には職員が危機介入し、母親に「職員に連絡すること」を常に伝えておく。
- 5-1. 母子支援員が毎週一回の家事支援を実施する。
- 5-2. 母子支援員が母親の精神科受診の促し・同行をする。
- 5-3. 必要時に長男の支援、長女の保育を実施する。
- 6-1. 児童福祉司が毎月一回訪問面接を実施し、世帯の状況を把握し、施設と情報を共有する。
- 6-2. 関係機関で定期的なカンファレンスを開催する。
- 6-3. 必要時にはショートステイ、一時保護を実施する。

【取組】

母親は人との関わりに消極的ではあったが、食事が作れていないこと、居室が乱雑な状態であることは問題であると感じていた。母親と担当職員で相談し、毎週一回ずつ、母子支援員が居室に行き、調理介助、家事支援を行うことにした。

職員は介助の際に居室の状態を確認するとともに、母親の話を十分聞くように努めた。

子どもの登園、登校促しも母親にとっては負担が大きく、職員が毎朝起床、登校の促し、長女の保育園送迎を行った。

居室から、母親のヒステリックな声や、子どもの泣く声が聞こえた際には、職員が居室に行き、状況確認しながら、母親と話することで母が精神的に落ち着くまで母子と共に過ごすことや、子どもの保育を行った。母親には、苛立った時には無理せず、いつでも職員に連絡したら良いこと、いつでも子どもの保育ができるので一旦

【取組のポイント】

〔母親に対する生活スキル獲得に関わる支援を行う際のポイント〕

- ①母親との日常生活における課題意識を具体的に共有
- ②直接的な家事支援の提供
- ③即時・即座な介入調整

事例 21（母子生活支援施設）

子どもと離れ、気分が落ち着けば迎えに来たらよいことを繰り返し伝えた。

なかなか虐待について語らなかった母親が、次第に「子に手をあげてしまうことがある。私も子どもの頃、父親より叩かれて育ったため、叩くことはやめたいと思うけれど、子どもが言うことを聞かないとどうすればいいのかわからなくなってしまう」と職員に話すようになった。児童福祉司からは施設職員のサポートを受けること、月に1回1週間程度ショートステイを利用できること、緊急時には一時保護が可能であることを伝えられた。

また母親自身の虐待体験についても語るようになった。

虐待に及ぶ前にストレスが溜まつたら職員に話に来るようになり返し伝えていたことで、時間の経過とともに少しづつ連絡できるようになり、母親が職員と話すことで精神的に落ち着くまでの間、事務所に話に来られることも増えた。

また長男も、母親とのやり取りの中で理解できることや、負担を感じた時には事務所に連絡し、職員と話をすることができるようになってきた。

母親は不眠が続いていることや不安感が取れないと職員に相談するようになり、精神科受診を開始した。「抑うつ状態」という診断を受けたが、受診、服薬が安定しなかったため、職員が週一回の受診の同行、服薬管理をするようになった。

毎月、一週間程度のショートステイを利用し、母親の精神的な休息を取り入れた。

母親にストレスが重複してかかると、ヒステリックになることもあったが、職員のサポートを受けながら、自分のストレスの処理方法、子どもへの対応方法を身につけていくことが、施設を退所し、母子で暮らしていくための課題と認識して生活をされ、現在ではかなり落ち着いて生活ができている。

〔母親の気持ちを汲むことの効果〕

母親の気持ちを汲んだ支援の結果、母親が自ら不適切養育について自己開示するようになった。これは子どもの安全確保と即座な支援が可能になってできたことである。

〔母子の精神的安定をはかるための支援〕

虐待に焦点を当てた相談支援を行い、母子共に思いを表出できるようになり、精神的に安定してきた。1週間程度のショートステイを利用して、母親の精神的な休息を取り入れた。

〔精神科受診と同行通院・服薬管理〕

受診・服薬の支援をきめ細かく行うことによって精神的安定をはかることができた。

【まとめ】

児童相談所から母子分離の方向性が示され、虐待のリスクがある中で、母子による施設生活を継続する判断は難しかったが、関係機関で虐待防止支援を行い、また母親自身の課題認識を確認した上で、虐待を繰り返さないことを支援の中心的課題と据えて、支援を再スタートできたことがポイントとなった。虐待のリスクに向けた支援として、母と子それぞれが虐待の事態になる前にSOSを出せるようになることが課題と考えた。そのため職員は親子間に緊迫した様子が見られた際や、母子からのSOSがあった時には、24時間いつでも居室に駆け付け、親子間の調整や、子どもの保育等

を行い、連絡できたことの肯定的評価を母子それぞれに伝えた。

母親はこれまで他者との関係を結べず、医療にもかかっていなかった。医療機関につなぐこと、母親の負担を軽減させることも課題と考え、支援にあたった。母親自身に課題意識のあった料理や居室整理の介助に職員が入ることは、母親との信頼関係を築いていくことにも有効に働いた。母親は精神科通院や、日常生活、子どもの養育面での支援、またショートステイの利用で休息を取り入れられるようになり、負担が軽減されたことで自身の状況や課題を見つめ、関係機関と一緒に取り組めるようになった。

【コメント】

母子生活支援施設を出て安全・安心に自立した生活を送るためにどんな力が必要なのでしょう？親子が身につけるのが難しいとしたら、どんなサポート体制が必要とお考えですか？

【リコメント】

この事例においては、虐待に及ばないよう対応できる力だと考えます。具体的には、母親は怒りのコントロールができるよう、自分の心の状態を自覚できること、虐待に及びそうになったときには、子どもと少し離れるなどのタイムアウトを取る、周囲に SOS が出せるようになることです。また、子どもも周囲に SOS が出せる力を付けられることは重要です。

親子が身につけることが難しい場合には、子どもが 18 歳また事情によれば最長 20 歳まで入所期間を延長し、子どもの安全と安心できる生活を保障する中で、子どもが自立できる力を持つことを中心とした支援が必要と考えます。

【コメント】

本来分離保護が前提となる状況にありながら、即時介入と具体的な支援が可能な環境があったことで実現した親子支援例と言えます。

フィンランドなどで取り組まれ（日本では宮城県が一時保護事業として取り組んだ宿泊型支援がやや類似か）ている、親子入所型支援の類似例とも言えるかもしれません。

母の生活管理能力は、即時・直接の支援枠組みで何とか維持されており、月 1 週間のショートステイの利用も珍しいと思います。通常の在宅支援レベルでの生活にはまだ相当の道のりがあるのでしょうか。

【 リコメント 】

この事例は母子生活支援施設における一般的な課題に取り組んだ事例です。定期的なショートステイ利用など社会資源の活用をしながら子どもの安全と安心できる生活や育ちを確保しようと支援しました。

母子からの SOS に即時介入と支援が必要な状態にありますが、母子での生活と子どもの安全双方を実現する支援となっています。

現時点では、母子のみの生活への移行は困難ですが、時間をかけ、支援を継続すると共に、在宅での支援策も探っていこうと考えています。

事例 22

養育スキルに不安のある母親に施設と関係機関が積極的に支援を行った事例

キーワード：養育スキルへの支援、子どもの育ちの保障

【事例の概要】

<家族状況>

母親 42歳 生活保護受給、知的障害

本児 生後 1か月

※年齢は入所時の年齢

<経緯>

本児は、母親が妊婦健診未受診のまま、路上で産気づき救急搬送され、出生。妊娠中の経過や母親の理解力に不安があること、出産費用が払えない状況などから、病院が福祉事務所に連絡し、助産制度の適用をしたことから支援が始まる。

子どもの育ちのリスク要因として、母親の能力、住宅環境が不衛生であること、身寄りがなく社会的な支援も受けられていない、といったことがあり、要保護児童対策地域協議会の対象として協議し、各機関が支援を開始した。児童相談所より、乳児院に入所させることを勧めたが、母親は母子での生活を強く希望したため、母子生活支援施設に入所する方針で指導がなされ入所となった。母親には療育手帳の申請を勧め、療育手帳B（軽度）が交付された。

母親には子育て経験が無く、母子支援員が毎日居室訪問し、全面的に子育てのサポートと生活介助を行った。

養育スキルに不安がある母親と乳児の養育に施設職員、関係機関が積極的に関わり、養育支援を行った事例である。

<支援期間> 1年3ヶ月（継続中）

【課題】

1. 本児の発達が安全に保障されること。
2. 母親の養育能力の向上と生活基盤の整備。

【方針】

- 1－1. 職員が毎日居室訪問し、母親と共に日常的な養育ケアを行う。（母子生活支援施設）
- 1－2. 保健師が定期的に訪問し、専門的アドバイスを行う。（保健センター）
- 1－3. 育児支援ヘルパーを利用し、母親の負担軽減や養育相談の機会を提供する。（保健センター）
- 2－1. 居室訪問時に家事支援を実施する。（母子生活支援施設、保健センター）
- 2－2. 児童福祉司が訪問面接を実施し、必要に応じて施設と情報交換を行う。（児童相談所）
- 2－3. 必要に応じてカンファレンスを開催する。（要保護児童対策地域協議会）

【取組】

母子への支援体制を確保するため、児童相談所、福祉事務所より病院に入院期間の延長の依頼が行なわれ、一ヶ月間入院となる。その間に要保護児童対策地域協議会の場で、今後の支援の方向性と各機関の連携が図られた。病院は、入院期間中に沐浴や排泄処理などの養育スキルの指導を行った。

母親は、子どもの頃は緘黙症があり、初めての人や場所には抵抗感が強かったが、子育てには前向きな様子があった。入所時面接で、職員の支援を受けながら共に子育てをしていくことに同意された。

具体的な方法として、職員が毎日居室訪問し、沐浴や子どものケア、料理、掃除、買い物などの支援を行うこととした。

また保健センターからも育児支援ヘルパーの派遣を受けられることになり、職員の訪問と併用して利用した。

入所以前は、社員寮に住んでいたが、住居の状況は床が見えないほどごみ袋が散乱しており、台所付近には残飯や食器が放置され、害虫の住処となっている状況であった。母親は片づけの方法やごみの出し方がわからなかつたとのことだった。新生児を育てるためには衛生的な環境に整備することが必要だと説明し、ごみ箱を用意しごみを入れること、ごみの分別方法、収集日、出し方などを説明し、当初は収集日にごみ出しの促しも行った。

他、居室掃除についても、毎日掃除機をかけることや天気の良い日には布団を干すこと、洗濯は午前中に済ませることなど生活、家事に関わる小さなことから一つ一つ説明し、一緒に行った。

料理も炊飯器で米を炊くことはできたが、料理は全て鍋料理として煮込むことしかできなかつた。食材配達の業者を利用し、介助を開始した。母親は当初は料理に消極的に取り組むことはなかつたた

【取組のポイント】

〔目標の共有〕

目標の共有と支援の実施。子どもが安全に育つという目標を共有し、連携により早期に支援が始められた。

〔育児支援ヘルパーの利用〕

施設の職員以外のサービスが入ることにより、施設の負担の軽減と日常的な支援の充実が図られると共に第三者的な役割となる。

め、無理に勧めることはせず、職員が説明しながら料理して見せることを続けた。毎日介助を続ける間に混ぜることや切ることなど、母親が自ら手伝おうとされることも増えた。

本児の養育では、日常のケアは職員と共にを行い、発達や病気などの心配事は保健師や育児支援ヘルパーに相談することで役割分担を行い、関わった。

母親は新しい場所や人との関わりに消極的であったが、丁寧に説明すると本児に関することであれば支援を受け入れることが出来るようになった。

入浴や排泄の処理の仕方は入院中に病院で教わっていたが、一人で行うことには緊張が見られた。職員は訪問時には母親の関わりや方法で良いところを見つけ、必ず褒めることを意識した。また子どもに対する気持ちや子どもの将来の希望を聞くように努め、母親の希望に沿った今の関わり方を伝え、動機づけを図った。

健診や予防接種等の通知が届くと理解が難しいと職員に見せるようになり、職員は内容を簡単な言葉で説明し、同行した。

離乳食の時期になり、保健センターでの離乳食教室にも同行したが、他の保護者が大勢いることに負担を感じ、その後の参加はできなかった。

本児が一歳になり、保育園申請を勧めると、「本児と離れることができ寂しい。保育園で新しい人と関わるのがしんどい」と言っていたが、本児の今後の成長のために保育園に通園できること、また母親の就労を見つけ、子どもに働く姿を見せていくことが大切であることを説明した。保育園見学や地域開放日を利用し、保育園の様子がわかると母親も必要性を感じ、その後申請、入園することができた。本児の入園から一ヶ月が経過し、通園や生活が落ち着いたころより、母親は就労移行支援事業所を見学し、通所を開始できている。

〔養育スキルの獲得〕

職員がモデルになるような行動を示し、説明をして、体験的習得を目指していった。
多職種が関わる事で、母親の人付き合いを広げていく。

〔強みを見つける支援〕

無理をさせ過ぎず、支援者が子どもの発達に必要なものは提供しつつ、母親のストレングス（強み）を見つけ、エンパワメントすることが意欲を高めることになる。

支援者との関係が良好になり、支援者の言葉に耳を傾け、努力をする。
いかに良循環を作り出すのかが大切。

【まとめ】

この事例は、妊婦健診を未受診のまま、身寄りなく救急搬送された状態での出産、出産時の住環境は劣悪であり、社会的支援にもつながっていない状況であったことなどから、母親の生活力や養育スキルに大きな不安があり、乳児の養育にはリスクが高かった。

施設職員は、母親が新しい環境や人との関係を築くことに抵抗感が強いことから、母親との関係は時間をかけて築くよう意識した。また、子どものことであれば意欲を示す特徴を考慮し、母親の課題意識につなげるためには、子どものことを中心として、また母親の抱く子どもの将来への希望に今の関わりをつなげて話し、現在の養育の動

事例 22（母子生活支援施設）

機づけとなるような働きかけを心がけた。

毎日の居室訪問によって、本児の状態確認や居室の衛生状況、母親の様子を把握することができた。居室訪問が職員のペースに陥ると母親にとっては負担となることが懸念されるため、訪問時には母親から子への関わりで良いところを必ず見つけ、褒めるようにした。

入所以前に要保護児童対策地域協議会が要保護児童として協議を開始し、各機関が熱心に関わったことで、母親について正確なアセスメントがされていた。また病院が入院期間を最大限に延長したことで、母親に養育スキルをつけることと、出産後の負担軽減に大きくつながった。保健師や育児支援ヘルパー、児童福祉司も定期的に訪問することで、他者との関係に消極的であった母親が徐々に困ったことがあれば相談できるところがあると認識されるように変化が見られた。

母子のみの生活では大きなリスクを抱える事例であったが、関係機関が積極的に関わり、サポートを行ったことで、安定した親子関係を築くことができた。

子どもの養育を母親の責任だけに求めず、関係機関で補い、支えようと積極的に支援を展開したことがポイントとなつた。

【コメント】

リスクは課題として取り扱われ、母親のペースに合わせて身につけられるように関わり、子どもの育ちに必要なことは、支援者が補うというすばらしい支援が展開されていますね。問題・課題の多さに圧倒されずに各機関が母子の応援ができた要因はどのようなところにあったのでしょうか？

【リコメント】

入院中に要保護児童対策地域協議会で、関係機関による情報の共有が行われ、母子に対する正確なアセスメントができていたこと、各機関の役割分担が明確になっていたことで、支援をスムーズに展開できたと考えています。

また、入所後の支援では、多くの課題を抱える母子に対して、あえてそのニーズ全てを支援課題としてとりあげることはせず、施設での支援計画を丁寧にたてるによって、母親の状況や子どもの発達に即した重点課題を明確化しました。特に乳児期を「母親と子どもとの関係構築を最優先にする時期」としてとらえ、「子どもの育ちを保障する」ことに的を絞った支援課題を意識した実践を行いました。

事例 23

母子生活支援施設で中学生の家庭復帰を支援した事例

キーワード：高年齢児における家庭復帰、高年齢児と母親の自立支援

【事例の概要】

<家族状況>

母親 36歳 無職、生活保護受給、うつ的傾向、アルコール依存症で通院中

本児 14歳 中学2年生 (女児)

※年齢は入所時の年齢

<経緯>

本児の父親は、DVがあつたことや、生活費を渡さないことなどで、本児が3歳の頃、離婚し、その後は行方不明となっている。その後母子で生活するが、本児が5歳の時に、母親の飲酒量が増え、本児の世話をせず、また酩酊状態で暴力を振るつていると、近隣より虐待通告を受け、児童養護施設に入所となった。入所した後は施設の指導を守つて面会し、面会ができないときには本児の様子を施設に電話して聞くなどの交流は持つていた。しかし、精神的に不安定な様子はあり、突然全く連絡が取れず、行方不明になることや、数か月後にまた交流が再開される状況が繰り返された。本児への関心、愛情も見受けられたが、母親の生活状況がつかめず、また不安定だったことから、引き取りは進まない状況であった。

本児が中学2年生の冬、母親が内縁関係にある男性よりDV被害を受けていることを児童養護施設の担当職員に相談した。母子関係は一定の安定を見せており、また本児の希望もあり、内縁の男性より避難し、本児を引き取つて母子生活支援施設に入所することになった。

母親は長年、精神的な不調を抱えており、不調時には自分のこともままならない状況になることや他者からの関わりを拒絶するなど気分のむらが大きく見られた。これまで突然行方不明になることを繰り返していた経過もあり、家庭復帰後に同様の事態にならないか、母子での生活を安定させること、高年齢児の家庭復帰のため、母と子それぞれに気持ちや関係性のあり方の整理に支援を必要とした。

<支援期間> 3年11ヶ月

【課題】

(子どもの課題)

1. 生活を充実させ、社会的自立に向けての準備ができる。
2. 母親に対する気持ちを整理し、適切な距離が取れる安定した母子関係が築ける。
(親の課題)
3. 適切な距離が取れる安定した母子関係が築ける。
4. 安定した生活ができるようになる。

【方針】

- 1-1. 少年指導員が、本児の気持ちに寄り添い、その時期における課題を乗り越える支援をする。
- 1-2. 少年指導員が、本児の気持ちに寄り添い、年齢に応じた進路についての話を継続する。
- 2-1. 少年指導員が本児に個別的に関わり、信頼関係を構築する。
- 2-2. 本児が母親との関係についての自分の気持ちを話せる環境を整える。
- 3-1. 母子支援員が母親との信頼関係を築き、家庭の状況を把握する。
- 3-2. 母子支援員が母親に本児の気持ちを代弁し、また母親の気持ちを聞き、関係調整する。
- 4-1. 母親の精神科受診を促す。
- 4-2. 必要に応じて家事支援を実施する。

【取組】

母子生活支援施設の入所に当たっては、入所前に児童相談所、児童養護施設、福祉事務所、母子生活支援施設の機関が集まり、ケースカンファレンスを実施した。以前に比べると母子関係が安定しているように見えたが、家庭復帰に向けた課題としては、これまでに母親が突然失踪することを繰り返しており、母子で安定した生活をすること、中学生からの家庭復帰となるが家族として安定した関係が構築できること、内夫からの追跡など危険が及ぼないことという点が挙げられた。

母子関係の調整を図るため、母親には母子支援員、本児には少年指導員が母子双方の率直な思いを聞ける関係構築を目指していくこと、児童福祉司は必要時に訪問面接を実施し、生活状況の把握や、養育指導を実施していくこと、福祉事務所は母子世帯として地域で生活していく準備として関わることを方針とした。家庭復帰に向けた外泊は内夫がいた状況等より実施しなかったが、DV被害があつた状況については母親より本児に既に話していたため、本児は理解

【取組のポイント】

〔入所前のケースカンファレンス〕

児童相談所・児童養護施設・福祉事務所・母子生活支援施設の職員が集まり、ケースカンファレンスを行った。

していた。

母子生活支援施設に入所した当初は母子ともに親子で生活できるようになったことをとても喜び、母子で外出する姿を多く見かけ、母子は姉妹のような関係に見えた。

しかし、入所後 2 ヶ月が経過する頃より、本児が買い物に行くことや料理をするなど家事を担う様子が見え、母親は居室にこもり、姿を見かけないなど不調な様子が見えるようになった。

母子支援員は、家事支援や精神科通院の同行などを提案したが、母親は大丈夫だと断り、家庭の状況を知られることに抵抗感を示した。また本児も「家事は母親がしている」と話していた。

本児は中学生になってからの入所となったため、少年指導員が関われる機会は少なく、関係を築くのは容易ではないと考えた。そのため、入所時より女性の少年指導員を担当として紹介し、個別的に関わることを説明していた。少年指導員は本児との会話を大切に、本児の気持ちに寄り添うよう努めたが、内線電話や個別支援の約束には意欲的な様子を見せて、個別支援の時間になると理由をつけては断ることが続いていたため、本児の思いを聞くような関係にはなかなか至らなかった。

入所半年が経過しても、母親と本児の関係や生活状況がつかみづらい状況が続いていたが、職員は、本児が自分の思いを安心して話せる場が必要と考え、施設内のカウンセリングの利用を勧めた。カウンセリングは、定期的に利用できるようになり、本児は自分の思いをゆっくりと語った。心理担当職員も本児が自分に自信が持てるようになると変わっていける可能性があると効果を期待した。本児は母親について「自己中心的な人」と表現し、感情的に怒ってくることが嫌だと思う気持ちなどを話していたが、母親の期待に応えたい気持ちもあり、母親への気持ちに葛藤がみられた。母親への葛藤する気持ちについて、心理担当職員は、長女の方が母親よりも能力的に高いことが、長女の負担の一つの要因になっていると判断し、気になることやつらいことは職員に話すようカウンセリングの中で伝えていた。

本児がカウンセリングの中で学習が難しく、受験に不安があることを話すことがあり、「心理担当職員より少年指導員に伝えておく」とつないだことで個別支援の目的ができ、週一回 2 時間程度の学習支援を軸として、個別支援を開始できるようになった。名目上は学習支援だったが、少年指導員は受験勉強に加えて、本児が気持ちを自由に話せる場となることを意識して関わった。学習支援開始時は学習のみに終わることが続いていたが、次第に学習の終わりに話せ

〔各機関の職員の役割分担〕

(親子関係の調整)

母子支援員：母親との信頼

関係を深める支援

少年指導員：子どもとの信

頼関係を深める支援

(生活状況の把握と養育
支援)

児童福祉司：必要時の訪問

面接の実施

(地域での生活の準備)

福祉事務所職員

〔子どもとの関わり方〕

①思春期の女の子に対しては、信頼関係を築きやすくするため、女性の少年指導員が担当する。

②心理担当職員が、カウンセリングを行う。

③心理担当職員との連携により、少年指導員が学習支援を行うことが、子どもと話をする時間となり、関わりやすくなった。

④ヘルパー資格の学習やアルバイトの求職活動にも少年指導員が関わった。

事例 23（母子生活支援施設）

るようになり、少年指導員は本児の気持ちに寄り添うことを心掛けた。

志望校には無事合格し、受験に共に取り組んだことで、少年指導員との関係も深められた。高校進学後も学習支援は継続した。心理担当職員と、少年指導員それぞれとの関係も安定し、生活状況や母親に対する批判、学校のこと、将来についての思いなど多くのことを話すように変化した。

入所時には、「将来の希望は特にない」と言っていたが、次第に「将来は福祉の仕事に就きたい、進学して資格取得したい」と将来の希望を話すようになった。

本児は将来に向け、在学中にヘルパー資格の取得を目指すこと、進学費用を貯蓄していくことも希望し、ヘルパー資格の学習やアルバイトの求職活動にも少年指導員が関わった。

母親の精神状況はなかなか落ち着かず、不調時には関わりを拒否することや、意にそぐわないことがあると瞬時に怒りをぶつけることもあった。母子支援員は、精神科受診ができていない様子が見られた時には、通院の促し、同行の提案を続けた。

母親は、家事支援は受け入れられず、実施できなかつたが、母親も本児の努力や変化を感じていた。本児が高校 2 年生になり、母親と退所を見据えた面談を重ねていく中で、母親は本児がよく頑張っているため家事ばかりさせているわけにはいかないと本児の負担になることを避け、本児の希望を尊重してやりたいと発言するようになった。母親は自身の精神的な課題を意識し、これまで不調時には受診が滞ってしまうことや服薬ができなくなることもあったことを認識され、職員に精神科通院の同行を求めることが、主治医に積極的に自身の状況や問題だととらえていることを話すなど治療に意欲的に取り組むなどの変化が見られた。

母子の退所について、関係機関は本児の負担を考え、母子それが自立した退所が望ましいのではないかと検討していたが、母子は将来的には母子それぞれの生活になると思われることから、母子だけでの生活も経験したいと強く希望があり、本児が高校 3 年生の 12 月に母子で市営住宅に退所した。

【まとめ】

本児は5歳から中学2年生までの約9年間、母親と生活していなかったため、母子関係の構築や調整に難しさがあった。特に本児は母親との生活に大変な負担を感じていると予想されたのにもかかわらず、母子ともに支援者との関わりに消極的であったために、支援者は関わる機会を得るために苦労した。しかし、心理担当職員と母子支援員、少年指導員との連携により、本児に多角的な個別支援を提供できるきっかけを得ることができた。

この事例では、母子関係の構築が課題であったが、家庭復帰後も母親の精神的課題は大きく、母親が安定して本児を受け止めることは難しいと思われた。そのため、職員は母と子が一体となることを支援課題の中心にするのではなく、母と子それぞれが自立し、特に本児が母親への気持ちを整理してとらえられるようになることを目標として支援に当たった。本児は母親に対して複雑な思いを抱いており、また生活上でも負担を感じる状況は多かった。そのためできるだけ本児が自分の時間を過ごせること、職員が個別的に関わる中で安心して自分の思いを表現できる場をつくり、本児が振り返りを行い、母親に対しての気持ちの整理ができる時間の確保を考えた。

心理担当職員との時間、少年指導員との時間それぞれで本児は自分自身のことや母親のこと、将来のことを考えていくことができるようになったと考える。

母親に変化を求めるることは難しいと思われたが、本児の変化が母親にも影響を与え、母と子それぞれがお互いのことや、自身のことを整理してとらえられるよう変化した。

【コメント】

今後の支援のキーパーソンが誰になるのか少し気になりますね。
5歳から13、14歳まで、子どもが思春期を超えるまでの成長期に、一緒に生活したことのない親子の場合、親子関係の再構築は子どもの成人後までかかる修復課題であると認識しておくことが重要です。子どもの養育者との人間関係構築の本体はそれまでの成育場面で接してきた大人との関係がその内実となっており、一緒に暮らしてこなかった親子関係はイベント的な出来事としてのエピソードとそれぞれのイマジネーション、期待の交流する物語のレベルで機能しており、いきなり現実の課題とそれを結びつけることは極めて困難です。

子どもの社会的な自立に焦点化した関わり、母自身の生活安定と治療的な立ち直りを重視した関わりが行われたことは良かったと感じました。こうした母子への併行支援は確かに母子生活支援施設といった環境設定が可能にする一つの方策といえますが、今後、そのことを母子生活支援施設での重要な機能であると位置づける作業が必要です。

退所前の母の変化は明らかに、子どもが母の生活自立プロセスを乗り越えた課題に取り組み始めたことへの母の反応であるとみられますので、母の生活自立過程を支えるには、今後とも誰かが、母を対象者として支援し続けることが必要と感じられました。そうしないとその役割を子どもがさせられることになり、役割逆転が生じて、子

どもが母の支援者として母に取り込まれてしまう危険性があるように感じました。いかがでしょうか。

【 リコメント 】

親子関係の再構築は、子どもの成人後も含めた長いスパンで見る必要があると思います。しかし、母子生活支援施設で中学生 2 年生から高校生 3 年生の約 4 年間、ともに生活できたことは、子どもにとってかけがえのない大きな経験となったと考えます。確かに共に生活を始めるこでしんどいことも多く、子どもへの負担は大変大きかつたと思いますが、それを職員がチームで支えていったことに大きな意義があったのではないかと思います。この 4 年間があればこそ、地域での母子の暮らしが可能となると考えます。また、母子生活支援施設における 4 年間と地域での数年間の母子の生活は、この母子の人生にとって大きな意味をもつと思います。このことは、家族を一つの単位として支援しつつ、母親、子どもそれぞれに個別の支援を提供できる母子生活支援施設の大きな特徴の表れだと思います。ご指摘のように、一緒に暮らしてこなった親子が現実に共に暮らすには大きな困難が伴います。しかし、母子生活支援施設には、入所型の施設として、また生活に密着したきめ細やかな支援が展開できる大きなメリットを活かして、困難な状況に対処できる機能があります。関係機関は長女の負担を考え、母子それが自立した退所が望ましいのではないかと考えましたが、母子の強い希望を尊重し、母子での退所となりました。

退所後のリスク、特に子どもへの負担については十分認識しており、母子生活支援施設のアフターケアも含めた地域での支援のネットワークの構築が不可欠だと思います。母親にはゆくゆくは支援つき自立を目指してもらう必要があるため、母親の通院先の医療機関等と連携し、母の精神障害者保健福祉手帳の取得の支援をすすめることや、医療機関、地域の精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所等と連携し母と子の生活が成り立つような支援を実施していく必要があると思います。そのために、退所前に関係機関がカンファレンスを実施し、世帯の状況や課題を共有し、支援方針を協議し、地域生活で必要なサービスを活用することを確認しました。キーパーソンとして、医療機関のソーシャルワーカー（精神保健福祉士）が対応することとしました。

母子生活支援施設は、子どもが専門学校を卒業する退所後 2 年をめどとして期間設定し、子どもに対して、少年指導員が 2 か月に 1 回退所先を訪問し、生活状況の確認や子どもの話を聞くことを計画しました。また、心理担当職員のカウンセリングを 1 か月に 1 度の割合で一年間継続することにしました。母親に対しては、退所後も精神科受診と服薬を安定して継続できることが重要であるため、退所前に施設と医療機関で通院や服薬が維持できるための方針を共有しました。また、生活状況の把握が大変重要だと考え、アフターケアとして母子支援員が月に 1 回電話連絡することと、2 か月に一度の少年指導員の訪問から情報を得て、必要であれば、訪問して必要なサービスを提供することとしました。

基本的に、子どもが社会人として自立し母親のもとを巣立っていくことを想定して支援をしています。ゆくゆくは世帯分離し、母親のみの支援を地域で継続していくことを関係機関の共通認識として確認しています。

